

令和4年（行コ）第250号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求控訴事件

控訴人 ●●●● 外1名

被控訴人 国

控訴理由書

令和4年9月30日

東京高等裁判所第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士 南 出 喜 久 治

弁護士 木 原 功 仁 哉

(目次)

【第一章 総論】	6
第一 序論	6
第二 原裁判所の訴訟指揮の違憲違法性	6
一 憲法第 21 条第 2 項前段（検閲）違反	6
1 冒頭意見陳述書の一部削除強制の検閲と退廷命令	6
2 「武漢ウイルス」の略称使用の排除による検閲	7
二 国の認否拒絶の容認	8
三 追加主張立証の阻止	9
四 マスク着用の執拗な奨励	9
第三 原子炉設置関連訴訟の判例	9
一 平成 4 年 9 月 22 日最高裁判所第三小法廷判決（民集第 46 卷 6 号 571 頁）	10
1 判決要旨	10
2 判決文	10
二 平成 4 年 9 月 22 日最高裁判所第三小法廷判決（民集第 46 卷 6 号 1090 頁）	13
1 判決要旨	14
2 判決文	14
三 平成 4 年 10 月 29 日最高裁判所第一小法廷判決（集民第 166 号 509 頁）	18
1 判決要旨	18
2 判決文	18
四 平成 4 年 10 月 29 日最高裁判所第一小法廷判決（民集第 46 卷 7 号 1174 頁）	23
1 判決要旨	23
2 判決文	24
第四 原子炉事故の危険性とワクチン接種の危険性との比較	26
一 第 1 判例及び第 2 判例について	26
二 第 3 判例及び第 4 判例について	31
三 原子炉判例の要諦	32
1 「安全を脅かされる恐れのある者」について	32
2 安全性についての主張立証責任の転換について	33
第五 抗告訴訟及び当事者訴訟における訴訟要件	34
一 本件訴訟の訴訟類型	34
二 本件訴訟の訴訟要件	35
三 義務付け訴訟について	35

四	無効等確認の訴について	36
五	当事者訴訟について	37
六	裁判所法第3条第1項について	38
七	客観訴訟といふ概念について	38
八	「国民としての立場」について	39
九	部分集合と全体集合	39
十	処分性について	40
第六	PCR検査、ワクチン接種及びマスク着用の実質的強制	40
一	社会的制裁と法的制裁	41
二	PCR検査及びワクチン接種の実質的強制	41
三	マスク着用の実質的強制	42
	【第二章 原判決について】	46
第一	争点1-1について	46
一	原判決の主張摘示	46
二	「第3 当裁判所の判断」	49
三	控訴人らの主張	50
第二	争点1-2について	55
一	原判決の主張摘示	55
二	「第3 当裁判所の判断」	56
三	控訴人らの主張	57
第三	争点2-1について	57
一	原判決の主張摘示	57
二	「第3 当裁判所の判断」	58
三	控訴人らの主張	59
第四	争点2-2について	60
一	原判決の主張摘示	60
二	「第3 当裁判所の判断」	60
三	控訴人らの主張	61
第五	争点2-3について	61
一	原判決の主張摘示	62
二	「第3 当裁判所の判断」	62
三	控訴人らの主張	62

第六	争点3について	63
一	原判決の主張摘示	63
二	「第3 当裁判所の判断」	64
三	控訴人らの主張	64
第七	争点4について	64
一	原判決の主張摘示	64
二	「第3 当裁判所の判断」	65
三	控訴人らの主張	66
第八	争点5について	66
一	原判決の主張摘示	66
二	「第3 当裁判所の判断」	68
三	控訴人らの主張	68
第九	争点6について	69
一	原判決の主張摘示	70
二	「第3 当裁判所の判断」	71
三	控訴人らの主張	71
第十	争点7について	71
一	原判決の主張摘示	71
二	「第3 当裁判所の判断」	73
三	控訴人らの主張	73
第十一	争点8について	74
一	原判決の主張摘示	74
二	「第3 当裁判所の判断」	74
三	控訴人らの主張	75
第十二	争点9について	75
一	原判決の主張摘示	75
二	「第3 当裁判所の判断」	77
三	控訴人らの主張	77
第十三	争点10について	78
一	原判決の主張摘示	78
二	「第3 当裁判所の判断」	79
三	控訴人らの主張	80
第十四	争点11について	80
一	原判決の主張摘示	80
二	「第3 当裁判所の判断」	82
三	控訴人らの主張	83

第十五 争点12について.....	84
一 原判決の主張摘示.....	84
二 「第3 当裁判所の判断」	85
三 控訴人らの主張.....	86

【第一章 総論】

第一 序論

- 一 原判決には、以下に述べるとおり、憲法違反、判例違反、重大な事実誤認、判断の遺脱、理由不備、理由齟齬、法令適用の誤りの違法があるので破棄されるべきである。
- 二 1 原判決の事実摘示では、控訴人らの主要な事実上及び法律上の主張を欠落させ、さらには、被控訴人が控訴人らの主張に対する認否を拒否したことの摘示をも欠落させた上で、後述するとおり、特に、ワクチンの危険性に関する事実主張の摘示を一切なせず、その判断をすべて回避するなど、事実上及び法律上の主張の摘示の誤り、摘示の欠落及び判断の回避があり、それに起因して理由不備等の違法があることから、当審においては、原判決の事実摘示の結果をそのまま援用して陳述することはできない。
- 2 従つて、控訴人らの主張は、あくまでも原審での控訴人らの訴状及びすべての準備書面のとおりであると陳述するものである。
- 三 1 原判決の要旨は、本件訴訟が、主に、法律上の争訟には該当しないとし、さらに、確認の利益がないとすることなどについて、同じ常套文句を繰り返すことに終始してゐる。
- 2 その根拠とする論理は、後に引用する原子炉設置関連訴訟の最高裁判例からして破綻してゐることになる。すなはち、本件は、原子炉事故の危険性といふ確率論を遙かに超えた現実の危険性が存在する事案なのであつて、このワクチンの危険性こそが、争訟性、当事者適格、確認の利益などと不可分一体の争点なのである。
- 3 ところが、原判決の事実摘示は、控訴人の訴訟及び準備書面（1）ないし（18）の事実上の主張及び法律上の主張を一切摘示せず、その認否を被控訴人が拒否したことも摘示せずに、前記判例（第4判例）で示された主張立証責任の転換法理にも違反して、控訴人らの主張を容認しなかつた違法がある。
- 4 従つて、原判決を破棄し、控訴人らの請求はすべて認容されるべきである。

第二 原裁判所の訴訟指揮の違憲違法性

以下は、すべて裁判所において公知の事実である。

一 憲法第21条第2項前段（検閲）違反

1 冒頭意見陳述書の一部削除強制の検閲と退廷命令

- (1) 令和3年10月12日（火）午後1時30分に東京地方裁判所第703号法廷における原審の第1回口頭弁論期日において、原告ら訴訟代理人木原功仁哉弁護士が訴状の全文陳述に代へて、本件提訴の要旨と意義についての意見陳述が許されたことから、予め準備した意見陳述書を原裁判所に事前に開示して、同期日に陳述しやうとしたところ、その意見陳述書の中に、本件訴訟を中心とした社会運動、政治運動の広がりの中で、木原弁護士が来たる10月19日告示、31日投開票の衆議院総選挙に、兵庫県第1区（神戸市東灘区、灘区、中央区）から無所属で立候補することも盛り込んでみたところ、原裁判所は、全く理由を告げずにその部分を削除して陳述せよと命令したことから、それが検閲にあたるとして同弁護士が陳述を行はうとしたところ、突如として退廷命令を発令し、数人の警備員によつて強引に拘束された上、法廷外へ排除された。
- (2) 裁判所法第71条では、法廷の秩序維持のための措置として退廷を命ずることはできるが、意見陳述の内容に法廷の秩序維持を著しく損なふものは何ら存在しないのであつて、意図的で違法な退廷命令である。
- (3) 原裁判所は、初めから検閲目的で事前に意見陳述書を開示させたことが明らかであり、その一部を削除せよといふ削除命令は、憲法第21条第2項前段が禁止する検閲に当たるものであり、検閲による一部削除に応じないことを理由になされた退廷命令は、特別公務員職権濫用罪（刑法第194条）に該当する犯罪行為を犯したのである。

2 「武漢ウイルス」の略称使用の排除による検閲

- (1) 感染症令第1条に、「新型コロナウイルス感染症」とは、「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）」とあり、予防接種法附則第7条第2項にも、同様に、「第16条第1項中「A類疾病に係る定期の予防接種等又はB類疾病」とあるのは「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。））」としてゐる。
- (2) このやうな極めて曖昧な定義しかできないのは、ウイルスの現存証明すらなされてゐない「ウイルス」らしきものといふ空想に基づくものであるが、これは、少なくとも武漢市由来のものであることから、「武漢ウイルス」と略称するのが合理的なのである。
- (3) エンベロープがあり、スパイクタンパク質を持った、いはゆる太陽コロナを連想させる形状の「コロナウイルス」には、毎年のやうに発生して感染拡大しうる

インフルエンザウイルス（HCoV-229E, HCoV-OC43, HCoV-NL63, HCoV-HKU1）、平成14年に発生したサーズウイルス（SARS-CoV）、平成24年に発生したマーズウイルス（MERS-CoV）、そして、令和元年12月に武漢で発生した今回の武漢ウイルスないしは「COVID-19」（SARS-CoV2）などがあり、これらはすべて「コロナウイルス」なのであつて、武漢ウイルスを「新型コロナウイルス」と命名することの合理性は全くなく、「武漢ウイルス」と略称することに合理性があるのである。

- (4) 控訴状でも述べたが、当事者には、事件名の表示及び略称を定めることができる慣例があり、これは処分権主義に属するものであつて、特段の支障が無い限り尊重されるべきであるにもかかわらず、原審裁判所は、中共が武漢ウイルスといふ名称使用に異議を唱へたことを付度して、「武漢ウイルス」の略称を用いた事件名称及び略称をことさらに退けたのは、外国勢力の圧力によつて司法の独立を損なふに等しい愚行であつて、「新型コロナウイルス」とすべて表記を変更したことは、違法であつて許容できないものである。

二 国の認否拒絶の容認

- 1 令和4年4月26日の第3回口頭弁論期日において、被告国は、原告らの国家賠償請求に対して本案の答弁として請求棄却を求めてゐるのであれば、原告らのすべての主張事実について認否すべきであるため、原告らは被告国に対してその認否を求めたが、その認否を拒絶したことから、裁判所の訴訟指揮権に基づいて認否させるやう求めた。
- 2 ところが、原裁判所は、釈明命令を出すことなく、被告国に対し、認否をするか否かを打診しただけで、被告国が再び認否しないとすると、裁判所としてはこれ以上認否することを求めないとして、弁論を終結した。
- 3 このやうなことは、私人間の訴訟では許されても、国が被告となつてゐる場合は、憲法第13条で、国は、裁判を受ける権利を有する国民の訴訟において、「最大の尊重を必要とする」ことから、認否する義務がある。
- 4 しかも、後述する原子炉設置関連訴訟の判例（第4判例）によると、「原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があるが、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」として、専門的な安全性についての主張立証責任が国に転換されることからして、そ

の主張立証責任を果たさないことを理由に、「被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」として判断されなければならないのである。

- 5 従つて、原判決が、ワクチンの安全性の不存在についての控訴人らの主張を認容しなかつたのは違法であつて、到底破棄を免れないのである。

三 追加主張立証の阻止

- 1 控訴人らは、前掲の令和4年4月26日の第3回口頭弁論期日において、原裁判所が国の認否拒否を踏まへて弁論を終結するに際して、控訴人らの個別的事実関係について、さらなる主張立証を申し出たのに対し、原裁判所は、これを受け入れずに弁論を終結した。
- 2 しかし、これは、前述の立証責任の転換の問題とは別に、控訴人らの主張立証活動に必要なものであるにもかかわらず、これを阻止したことになり、審理不尽の違法があることは明らかである。

四 マスク着用の執拗な奨励

- 1 原裁判所は、控訴人ら及び代理人弁護士ら並びに傍聴者全員に対して、すべての口頭弁論期日の開始冒頭に、マスク着用を繰り返し執拗に要請した。
- 2 マスク着用には法的義務がなく、マスク着用が感染症対策において無力であり有害であることは、控訴人らが原審において繰り返し主張してゐるにもかかわらず、執拗にマスク着用を繰り返し要請することは、強制、強要と同視されるものであつて、むしろ、裁判所自体が自ら法廷の秩序維持を損なふ違法行為を繰り返したことになるのである。

第三 原子炉設置関連訴訟の判例

本件の最大の争点は、「ワクチンの危険性」についてである。ワクチンの危険性を構成する事実の存否が、本件における争訟性（裁判所法第3条第1項）、当事者適格、確認の利益、処分性の有無といふ多元連立方程式の解を得ることになるために、その判断基準と評価については、原子炉事故の危険性に関する最高裁判所の判例をその補助線として引くことによつて本件事案の危険性の内容と性質とを比較することができる。

本件訴訟は、以下に指摘する原子炉設置関連訴訟における判例との関係において、その要件等を比較対象すべきものがあり、その比較対象すべき判例は以下のとおりである（以下、これらを「原子炉判例」と総称する。）。

- 一 平成4年9月22日最高裁判所第三小法廷判決（民集第46巻6号571頁）
（原子炉設置許可処分無効確認等請求事件） 以下「第1判例」といふ。

1 判決要旨

- (1) 設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住し、原子炉事故等をもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。
- (2) 設置許可申請に係る電気出力二八万キロワットの原子炉（高速増殖炉）から約二九キロメートルないし約五八キロメートルの範囲内の地域に居住している住民は、右原子炉の設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。

2 判決文

- (1) 本件記録によれば、上告人らの本件訴えは、昭和五八年五月二七日に被上告人が動力炉・核燃料開発事業団に対してした高速増殖炉「もんじゅ」（以下「本件原子炉」という。）に係る原子炉設置許可処分（以下「本件設置許可処分」という。）には重大かつ明白な瑕疵があるとして、その無効確認を求める、というものである。

第一審は、上告人らは、本訴と共に、本件原子炉施設の設置者である動力炉・核燃料開発事業団に対し、本件原子炉の建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起しており、右民事訴訟のほう为上告人らにとってより有効かつ適切な紛争解決方法であり保護手段であるなどとし、本件訴えは、行政事件訴訟法三六条所定の要件を欠き不適法であるとして、これを却下した。原審は、本件原子炉から半径二〇キロメートルの範囲外に住居を有すると認められる上告人らは、本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当せず、結局、本件訴えは同条所定の要件を欠き不適法であるとして、上告人らの控訴を棄却した。

- (2) しかしながら、原審の右判断は、是認することができない。その理由は、次のとおりである。

行政事件訴訟法九条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者

の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁昭和四九年（行ツ）第九九号同五三年三月一四日第三小法廷判決・民集三二卷二号二一一頁、最高裁昭和五二年（行ツ）第五六号同五七年九月九日第一小法廷判決・民集三六卷九号一六七九頁、最高裁昭和五七年（行ツ）第四六号平成元年二月一七日第二小法廷判決・民集四三卷二号五六頁参照）。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。

行政事件訴訟法三六条は、無効等確認の訴えの原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の無効等の確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」の意義についても、右の取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である。

以下、右のような見地に立って、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）二三条、二四条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉施設の周辺に居住する者が、その無効確認を訴求する法律上の利益を有するか否かを検討する。

規制法は、原子力基本法の本質にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うことなどを目的として制定されたものである（一条）。規制法二三条一項に基づく原子炉の設置の許可申請は、同項各号所定の原子炉の区分に応じ、主務大臣に対して行われるが、主務大臣は、右許可申請が同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可をすることはならず、また、右許可をする場合においては、あらかじめ、同項一号、二号及び三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号に規定する基準の適用については、核燃料物質及び原子炉に関する安全の確保のための規制等を所管事項とする原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとされている（二四条）。同法二四条一項各号所定の許可基準のうち、三号（技術的能力に係る部分に限る。）は、当該申請者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有

するか否かにつき、また、四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右の三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等をもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等をもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

以上説示した見地に立って本件をみるのに、上告人らは本件原子炉から約二九キロメートルないし約五八キロメートルの範囲内の地域に居住していること、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり（規制法二三条一項四号、同法施行令六条の二第一項一号、動力炉・核燃料開発事業団法二条一項参照）、その電気出力は二八万キロワットであって、炉心の燃料としてはウランとプルトニウムの混合酸化物が用いられ、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることが記録上明らかであって、かかる事実を照らすと、上告人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるから、本件設置許可処分の無効確認を求める本訴請求において、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。

- (3) してみると、右と異なる見解に立って、上告人らは、本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当しないとして本件訴えを不合法であるとした原判決には、法令の解釈適用を誤った違法があるといわざるを得ない。

そして、同条は、処分の無効確認の訴えは、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限る、提起することができるのと要件を定めているが、本件原子炉施設の設置者である動力炉・核燃料開発事業団に対する前記の民事訴訟は、右にいう当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えに該当するものとみることとはできず、また、本件無効確認訴訟と比較して、本件設置許可処分に起因する本件紛争を解決するための争訟形態としてより直截的かつ適切なものであるともいえないから、上告人らにおいて右民事訴訟の提起が可能であって現にこれを提起していることは、本件無効確認訴訟が同条所定の右要件を欠くことの根拠とはなり得ない。また、他に本件無効確認訴訟が右要件を欠くものと解すべき事情もうかがわれない。

そうすると、前記の違法が判決に影響を及ぼすことは明らかであるから、論旨は理由があり、原判決はその余の点について判断するまでもなく破棄を免れず、また、行政事件訴訟法三六条所定の右要件を欠くとして本件訴えを却下した第一審判決も取消しを免れないから、結局、本件は、これを福井地方裁判所に差し戻すべきである。

二 平成4年9月22日最高裁判所第三小法廷判決（民集第46巻6号1090頁）

（原子炉設置許可処分無効確認等請求事件） 以下「第2判例」といふ。

1 判決要旨

- (1) 行政事件訴訟法三六条にいう「その効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない」とは、当該処分に基づいて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被っている不利益を排除することができない場合はもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、右の当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えの方がより直截的で適切な争訟形態であるとみるべき場合をも意味する。
- (2) 設置許可申請に係る原子炉の周辺に居住する住民が右原子炉の設置者に対しその建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起している場合であっても、右住民が提起した右原子炉の設置許可処分の無効確認の訴えは、適法である。

2 判決文

(1) 上告理由第一点について

- ① 本件記録によれば、被上告人らの本件訴えは、昭和五八年五月二七日に上告人が動力炉・核燃料開発事業団に対してした高速増殖炉「もんじゅ」（以下「本件原子炉」という。）に係る原子炉設置許可処分（以下「本件設置許可処分」という。）には重大かつ明白な瑕疵があるとして、その無効確認を求める、というものである。

論旨は、本件原子炉から半径二〇キロメートルの範囲内に住居を有する被上告人らが、本件設置許可処分の無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当するとして原告適格を肯定した原審の判断には、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「規制法」という。）二四条一項四号、行政事件訴訟法三六条の解釈適用の誤り、審理不盡、理由不備の違法がある、というのである。

- ② そこで、以下、右主張について検討する。

行政事件訴訟法九条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当た

り、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁昭和四九年（行ツ）第九九号同五三年三月一四日第三小法廷判決・民集三二卷二号二一一頁、最高裁昭和五二年（行ツ）第五六号同五七年九月九日第一小法廷判決・民集三六卷九号一六七九頁、最高裁昭和五七年（行ツ）第四六号平成元年二月一七日第二小法廷判決・民集四三卷二号五 六頁参照）。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。

行政事件訴訟法三六条は、無効等確認の訴えの原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の無効等の確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」の意義についても、右の取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である。

以下、右のような見地に立って、規制法二三条、二四条に基づく原子炉設置許可処分につき、原子炉施設の周辺に居住する者が、その無効確認を訴求する法律上の利益を有するか否かを検討する。

規制法は、原子力基本法の本質にのっとり、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これらの利用が計画的に行われることを確保するとともに、これらによる災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉の設置及び運転等に関する必要な規制等を行うことなどを目的として制定されたものである（一条）。規制法二三条一項に基づく原子炉の設置の許可申請は、同項各号所定の原子炉の区分に応じ、主務大臣に対して行われるが、主務大臣は、右許可申請が同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可をしてはならず、また、右許可をする場合においては、あらかじめ、同項一号、二号及び三号（経理的基礎に係る部分に限る。）に規定する基準の適用については原子力委員会、同項三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号に規定する基準の適用については、核燃料物質及び原子炉に関する安全の確保のための規制等を所管事項とする原子力安全委員会の意見を聴き、これを十分に尊重してしなければならないものとされている（二四条）。同法二四条一項各号所定の許可基準のうち、三号（技術的能力に係る部分に限る。）は、当該申請者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、また、四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉に

よる災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右の三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号が設けられた趣旨は、原子炉が、原子核分裂の過程において高エネルギーを放出するウラン等の核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力の有無及び申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき十分な審査をし、右の者において所定の技術的能力があり、かつ、原子炉施設の位置、構造及び設備が右災害の防止上支障がないものであると認められる場合でない限り、主務大臣は原子炉設置許可処分をしてはならないとした点にある。そして、同法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落があった場合には重大な原子炉事故が起こる可能性があり、事故が起こったときは、原子炉施設に近い住民ほど被害を受ける蓋然性が高く、しかも、その被害の程度はより直接的かつ重大なものとなるのであって、特に、原子炉施設の近くに居住する者はその生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けるものと想定されるのであり、右各号は、このような原子炉の事故等がもたらす災害による被害の性質を考慮した上で、右技術的能力及び安全性に関する基準を定めているものと解される。右の三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号の設けられた趣旨、右各号が考慮している被害の性質等にかんがみると、右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。

そして、当該住民の居住する地域が、前記の原子炉事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域であるか否かについては、当該原子炉の種類、構造、規模等の当該原子炉に関する具体的な諸条件を考慮に入れた上で、当該住民の居住する地域と原子炉の位置との距離関係を中心として、社会通念に照らし、合理的に判断すべきものである。

以上説示した見地に立って本件をみるのに、被上告人らは本件原子炉から約一キロメートルないし約一五キロメートルの範囲内の地域に居住しているこ

と、本件原子炉は研究開発段階にある原子炉である高速増殖炉であり（規制法二三条一項四号、同法施行令六条の二第一項一号、動力炉・核燃料開発事業団法二条一項参照）、その電気出力は二八万キロワットであって、炉心の燃料としてはウランとプルトニウムの混合酸化物が用いられ、炉心内において毒性の強いプルトニウムの増殖が行われるものであることが記録上明らかであって、かかる事実に照らすと、被上告人らは、いずれも本件原子炉の設置許可の際に行われる規制法二四条一項三号所定の技術的能力の有無及び四号所定の安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者というべきであるから、本件設置許可処分の無効確認を求める本訴請求において、行政事件訴訟法三六条所定の「法律上の利益を有する者」に該当するものと認めるのが相当である。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。また、右原審の判断は、所論引用の前掲最高裁平成元年二月一七日第二小法廷判決に抵触するものではない。論旨は、採用することができない。

(2) 同第二点について

- ① 論旨は、被上告人らが本件原子炉施設の設置者である動力炉・核燃料開発事業団に対し、人格権等に基づき本件原子炉の建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟が、行政事件訴訟法三六条所定の「当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴え」に該当せず、また、右民事差止訴訟によって目的を達することができないとして、本件無効確認訴訟が同条所定の要件を具備したものと判断した原判決には、同条の解釈適用の誤りがある、というのである。
- ② そこで、以下、右主張について検討する。

行政事件訴訟法三六条によれば、処分の無効確認の訴えは、当該処分に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分の無効確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができないものに限り、提起することができる定められている。処分の無効確認訴訟を提起し得るための要件の一つである、右の当該処分の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによって目的を達することができない場合とは、当該処分に基いて生ずる法律関係に関し、処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟によっては、その処分のため被っている不利益を排除することができない場合はもとより、当該処分に起因する紛争を解決するための争訟形態として、当該処分の無効を前提とする当事者訴訟又は民事訴訟との比較において、当該処分の無効確認を求める訴えのほうがより直截的で適切な争訟形態であるとみるべき場

合をも意味するものと解するのが相当である（最高裁昭和三九年（行ツ）第九五号同四五年一月六日第二小法廷判決・民集二四卷一七二一頁、最高裁昭和五七年（行ツ）第九七号同六二年四月一七日第二小法廷判決・民集四一卷三号二八六頁参照）。

本件についてこれをみるのに、被上告人らは本件原子炉施設の設置者である動力炉・核燃料開発事業団に対し、人格権等に基づき本件原子炉の建設ないし運転の差止めを求める民事訴訟を提起しているが、右民事訴訟は、行政事件訴訟法三六条にいう当該処分等の効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えに該当するものとみることはできず、また、本件無効確認訴訟と比較して、本件設置許可処分に起因する本件紛争を解決するための争訟形態としてより直截的で適切なものであるともいえないから、被上告人らにおいて右民事訴訟の提起が可能であって現にこれを提起していることは、本件無効確認訴訟が同条所定の前記要件を欠くことの根拠とはなり得ない。また、他に本件無効確認訴訟が右要件を欠くものと解すべき事情もうかがわれない。これと同旨の原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

三 平成4年10月29日最高裁判所第一小法廷判決（集民第166号509頁）

（福島第二原子力発電所原子炉設置許可処分取消請求事件）以下「第3判例」といふ。

1 判決要旨

原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解すべきである。

2 判決文

(1) 上告理由のはじめに、第一章、第二章及び第五章の第一について

所論の点に関する原審の認定判断及び措置は、原判決挙示の証拠関係及び記録に照らし、正当として是認することができ、その過程に所論の違法はない。

所論は、憲法三一条は、電力会社等が設置する原子力発電所の設置規制手続を定める法律には、(1)原子炉設置予定地の周辺住民の設置規制手続への参加、(2)設置の申請書、付属書類及び審査資料すべての公開、(3)設置基準（安全基準）の明白かつ定量化の三点を定めることを要求していると解すべきところ、これらの点についての定めを欠く原子力基本法（昭和五三年法律第八六号による改正前のもの。以下「基本法」という。）、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制

に関する法律（昭和五二年法律第八〇号による改正前のもの。以下「規制法」という。）の設置規制手続に関する規定は、憲法三一条に違反するものであり、また、上告人らに告知、聴聞の機会を与えずにした本件原子炉設置許可処分は同条に違反する、と主張する。

行政手続は、憲法三一条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、常に必ず行政処分の相手方等に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるなどの一定の手続を設けることを必要とするものではないと解するのが相当である。そして、原子炉設置許可の申請が規制法二四条一項各号所定の基準に適合するかどうかの審査は、原子力の開発及び利用の計画との適合性や原子炉施設の安全性に関する極めて高度な専門技術的判断を伴うものであり、同条二項は、右許可をする場合に、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めている。このことにかんがみると、所論のように、基本法及び規制法が、原子炉設置予定地の周辺住民を原子炉設置許可手続に参加させる手続及び設置の申請書等の公開に関する定めを置いていないからといって、その一事をもって、右各法が憲法三一条の法意に反するものとはいえず、周辺住民である上告人らが、本件原子炉設置許可処分に際し、告知、聴聞の機会を与えられなかったことが、同条の法意に反するものともいえない。以上のことは、最高裁昭和六一年（行ツ）第一一号平成四年七月一日大法廷判決（民集四六卷五号四三七頁）の趣旨に徴して明らかである。

また、規制法二四条一項四号は、原子炉設置許可の基準として、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることと規定しているが、それは、原子炉施設の安全性に関する審査が、後述のとおり、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分首肯し得るところである。しかも、設置許可に当たっては、申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性に関する審査の適正を確保するため、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を聴き、これを尊重するという、慎重な手続が定められていることを考慮すると、右規定が不合理、不明確であるとの非難は当たらないというべきである。したがって、右規定が不合理、不明確であることを前提とする所論憲法三一条違反の主張は、その前提を欠く。論旨は、採用することができない。

次に、所論は、本件原子炉設置許可処分は、法律又はその委任に基づいて定められたものではない原子炉施設の安全性に関する基準を用いた安全審査に依拠してされたものであるから、憲法四一条、七三条一号、国家行政組織法一二条、一三条に違反するともいうが、本件原子炉施設の安全審査は、その合理性を十分首肯し得る規制法二四条一項四号の規定に基づいてされたものであるから、それが法律の規定に基づかないものであることを前提とする所論は、その前提を欠くものというべきである。論旨は、採用することができない。所論のその余の違憲主張は、原審の認定しない事実を前提とするものにすぎない。また、所論引用の各判例は、いずれも事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、いずれも採用することができない。

(2) 同第三章について

原子炉を設置しようとする者は、内閣総理大臣の許可を受けなければならないものとされており（規制法二三条一項）、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可申請が、同法二四条一項各号に適合していると認めるときでなければ許可してはならず（同条一項）、右許可をする場合においては、右各号に規定する基準の適用については、あらかじめ核燃料物質及び原子炉に関する規制に関すること等を所掌事務とする原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないものとされており（同条二項。なお、昭和五三年法律第八六号による改正により、実用発電用原子炉の設置の許可は被上告人の権限とされ、同法附則三条により、右改正前の規制法の規定に基づき内閣総理大臣がした右原子炉の設置の許可は、被上告人がしたものとみなされることとなった。）、原子力委員会には、学識経験者及び関係行政機関の職員で組織される原子炉安全専門審査会が置かれ、原子炉の安全性に関する事項の調査審議に当たるものとされている（原子力委員会設置法（昭和五三年法律第八六号による改正前のもの）一四条の二、三）。

また、規制法二四条一項三号は、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、同項四号は、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、右のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置、運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染す

るなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の右技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。

右の技術的能力を含めた原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の右技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、右審査の対象には、将来の予測に係る事項も含まれているのであって、右審査においては、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。そして、規制法二四条二項が、内閣総理大臣は、原子炉設置の許可をする場合においては、同条一項三号（技術的能力に係る部分に限る。）及び四号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めているのは、右のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、右各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う内閣総理大臣の合理的な判断にゆだねる趣旨と解するのが相当である。

以上の点を考慮すると、右の原子炉施設の安全性に関する判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであって、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとした原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

原子炉設置許可処分についての右取消訴訟においては、右処分が前記のような性質を有することにかんがみると、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものと解されるが、当該原子炉施設の安全審査に関する資料をすべて被告行政庁の側が保持していることなどの点を考慮すると、被告行政庁の側において、まず、その依拠した前記の具体的審

査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認されるものというべきである。

以上と同旨の見地に立って、本件原子炉設置許可処分 of 適否を判断した原判決は正当であり、原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をもうが、その実質は、単なる法令違背をいうものにすぎず、原判決に法令違背のないことは右に述べたとおりである。論旨は、いずれも採用することができない。

(3) 同第四章について

規制法は、その規制の対象を、製錬事業（第二章）、加工事業（第三章）、原子炉の設置、運転等（第四章）、再処理事業（第五章）、核燃料物質等の使用等（第六章）、国際規制物資の使用（第六章の二）に分け、それぞれにつき内閣総理大臣の指定、許可、認可等を受けるべきものとしているのであるから、第四章所定の原子炉の設置、運転等に対する規制は、専ら原子炉設置の許可等の同章所定の事項をその対象とするものであって、他の各章において規制することとされている事項までをその対象とするものでないことは明らかである。

また、規制法第四章の原子炉の設置、運転等に関する規制の内容をみると、原子炉の設置の許可、変更の許可（二三条ないし二六条の二）のほか、設計及び工事方法の認可（二七条）、使用前検査（二八条）、保安規定の認可（三七条）、定期検査（二九条）、原子炉の解体の届出（三八条）等の各規制が定められており、これらの規制が段階的に行われることとされている（なお、本件原子炉のような発電用原子炉施設について、規制法七三条は二七条ないし二九条の適用を除外するものとしているが、これは、電気事業法（昭和五八年法律第八三号による改正前のもの）四一条、四三条及び四七条により、その工事計画の認可、使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととされているからである。）。したがって、原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（二七条）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解すべきである。

右にみた規制法の規制の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。もとより、原子炉設置の許可は、原子炉の設置、運転に関する一連の規制の最初に行われる重要な行政処分であり、原子炉設置許可の段階で当該原子炉の基本設計における安全性が確認されることは、後続の各規制の当然の前提となるものであるから、原子炉設置許可の段階における安全審査の

対象の範囲を右のように解したからといって、右安全審査の意義、重要性を何ら減ずるものではない。右と同旨の見解に立って、固体廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法並びに温排水の熱による影響等にかかわる事項を、原子炉設置許可の段階の安全審査の対象にはならないものとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

(4) 同第五章の第二について

原審の適法に確定した事実関係の下において、原子力委員会に置かれた原子炉安全専門審査会及び専門部会における原子炉施設の安全性に関する調査審議の手續に、内閣総理大臣が原子炉の設置の許可をする場合には、原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないとした規制法二四条二項の規定の趣旨に反すると認められるような瑕疵があるとはいえず、右手續が違法でないとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

(5) 同第五章の第三について

原審の適法に確定した事実関係の下において、所論のスリーマイルアイランド原子力発電所二号炉の事故及びその原因が、本件原子炉施設について行われた安全審査の合理性に影響を及ぼすものではないとした原審の判断は正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

(6) 同第五章の第四について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らし、首肯するに足り、右事実及び原審が適法に確定したその余の事実関係の下において、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会が本件原子炉施設の安全性について行った調査審議及び判断に不合理な点があるとはいえず、これを基にしてされた本件原子炉設置許可処分を適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、違憲をもうが、その実質は、単なる法令違背をいうものにすぎない。論旨は、いずれも採用することができない。

四 平成4年10月29日最高裁判所第一小法廷判決（民集第46巻7号1174頁）

（伊方発電所原子炉設置許可処分取消請求事件） 以下「第4判例」といふ。

1 判決要旨

- (1) 原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟における裁判所の審理、判断は、原子力委員会若しくは原子炉

安全専門審査会の専門技術的な調査審議及び判断を基にしてされた被告行政庁の判断に不合理な点があるか否かという観点から行われるべきであつて、現在の科学技術水準に照らし、右調査審議において用いられた具体的審査基準に不合理な点があり、あるいは当該原子炉施設が右の具体的審査基準に適合するとして原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議及び判断の過程に看過し難い過誤、欠落があり、被告行政庁の判断がこれに依拠してされたと認められる場合には、被告行政庁の右判断に不合理な点があるものとして、右判断に基づく原子炉設置許可処分は違法と解すべきである。

- (2) 原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要がある、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。
- (3) 原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解すべきである。

2 判決文

(1) 上告理由第一の一について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和五二年法律第八〇号による改正前のもの。以下「規制法」という。）二四条一項四号は、原子炉設置許可の基準として、原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質（使用済燃料を含む。）、核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含む。）又は原子炉による災害の防止上支障がないものであることと規定しているが、それは、原子炉施設の安全性に関する審査が、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づいてされる必要がある上、科学技術は不断に進歩、発展しているのであるから、原子炉施設の安全性に関する基準を具体的かつ詳細に法律で定めることは困難であるのみならず、最新の科学技術水準への即応性の観点からみて適当ではないとの見解に基づくものと考えられ、右見解は十分首肯し得るところである。しかも、同条二項に、設置許可に当たっては、申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性に関する審査の適正を確保するため、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を聴き、これを尊重するという、慎重な手続が定められていることを考

慮すると、右規定が明確、適正な許可基準を定立していないとの非難は当たらないというべきである。したがって、右規定が不明確、不適正であることを前提とする所論憲法三一条違反の主張は、その前提を欠く。

また、行政手続は、憲法三一条による保障が及ぶと解すべき場合であっても、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、常に必ず行政処分の手続等に事前の告知、弁解、防御の機会を与えるなどの一定の手続を設けることを必要とするものではないと解するのが相当である。そして、原子炉設置許可の申請が規制法二四条一項各号所定の基準に適合するかどうかの審査は、原子力の開発及び利用の計画との適合性や原子炉施設の安全性に関する極めて高度な専門技術的判断を伴うものであり、同条二項は、右許可をする場合に、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めている。このことにかんがみると、所論のように、原子力基本法（昭和五三年法律第八六号による改正前のもの）及び規制法が、原子炉設置予定地の周辺住民の同意、公聴会の開催、周辺住民に対する告知、聴聞の手続及び安全審査に関する全資料の公開に関する定めを置いていないからといって、右各法が憲法三一条の法意に反するものとはいえない。以上のことは、最高裁 昭和六一年（行ツ）第一一〇号平成四年七月一日大法廷判決（民集四六卷五号四三七頁）の趣旨に徴して明らかである。

論旨は、いずれも採用することができない。

(2) 同第一の二及び第二の一ないし三について

規制法は、その規制の対象を、製錬事業（第二章）、加工事業（第三章）、原子炉の設置、運転等（第四章）、再処理事業（第五章）、核燃料物質等の使用等（第六章）、国際規制物資の使用（第六章の二）に分け、それぞれにつき内閣総理大臣の指定、許可、認可等を受けるべきものとしているのであるから、第四章所定の原子炉の設置、運転等に対する規制は、専ら原子炉設置の許可等の同章所定の事項をその対象とするものであって、他の各章において規制することとされている事項までをその対象とするものでないことは明らかである。

また、規制法第四章の原子炉の設置、運転等に関する規制の内容をみると、原子炉の設置の許可、変更の許可（二三条ないし二六条の二）のほかに、設計及び工事方法の認可（二七条）、使用前検査（二八条）、保安規定の認可（三七条）、定期検査（二九条）、原子炉の解体の届出（三八条）等の各規制が定められており、これらの規制が段階的に行われることとされている（なお、本件原子炉のような発電用原子炉施設について、規制法七三条は二七条ないし二九条の適用を除外するものとしているが、これは、電気事業法（昭和五八年法律第八三号による改正前のもの）四一条、四三条及び四七条により、その工事計画の認可、使用前検査及び定期検査を受けなければならないこととされているからである。）。し

たがって、原子炉の設置の許可の段階においては、専ら当該原子炉の基本設計のみが規制の対象となるのであって、後続の設計及び工事方法の認可（二七条）の段階で規制の対象とされる当該原子炉の具体的な詳細設計及び工事の方法は規制の対象とはならないものと解すべきである。

右にみた規制法の規制の構造に照らすと、原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。右のように解しても、規制法は、右にみた各章別、段階的規制により右規制の全体を通じて原子炉施設の安全性を確保することとしているのであるから、所論の違憲主張は、その前提を欠く。

また、右によれば、所論の廃棄物の最終処分の方法、使用済燃料の再処理及び輸送の方法、廃炉、マン・マシーン・インターフェイス（人と機械との接点）、S C C（応力腐食割れ）の防止対策の細目等にかかわる事項は、原子炉設置許可の段階における安全審査の対象にはならないものというべきであり、原判決に所論の違法はない。論旨は、いずれも採用することができない。

(3) 同第二の四について

原審の適法に確定した事実関係の下において、本件原子炉設置許可処分を適法であるとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

(4) 同第三について

本件記録によれば、原審の措置に所論の違法はない。論旨は、採用することができない。

第四 原子炉事故の危険性とワクチン接種の危険性との比較

一 第1判例及び第2判例について

- 1 (1) 前記第三（原子炉設置関連訴訟の判例）の一に掲げた判例（第1判例）の説示及び二に掲げた判例（第2判例）の説示は、第1判例の判決要旨と同様であつて、次のとおりである。

「安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者」

すなはち、

「原子炉事故等がもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分の無

効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。」

とするのである。

- (2) しかも、「法律上の利益を有する者」の範囲として、「設置許可申請に係る電気出力二八万キロワットの原子炉（高速増殖炉）から約二九キロメートルないし約五八キロメートルの範囲内の地域に居住している住民」としたのである。
 - (3) この訴訟の性質は、①原子炉事故の起こりうる確率、②被害を受けることが想定される範囲の住民が原子炉事故の際にその範囲に滞在する確率、③その範囲に滞在して被爆する確率に基づく確率論で認識しうる危険性を基礎として、①（原子炉事故の確率）×②（被害を受けることが想定される範囲の住民が原子炉事故の際にその範囲に滞在する確率）×③（その範囲に滞在して被爆する確率）の積といふ極めて僅少な確率値が存在することを以て法第36条の無効等確認の訴へにおける「法律上の利益を有する者」を具体的な線引き内の住民であるとしたのである。
- 2(1) そもそも被害を受ける危険性とは、被爆の危険性であるが、それは極めて抽象的なものであつて、一定範囲内の居住者であることだけを以て危険性があることを導くことはできない。通常はその範囲内に居住していても、原子炉事故の時点での現在性を肯定することはできない。これは確率論である。また、その範囲の現在性が肯定できても、それを以て直ちに被爆する危険があつたとも肯定できない。被爆には原子炉との距離、直接の被爆を避ける障害物の存否、風の流れなどの様々な要素があり、その被爆の程度もまた様々である。
 - (2) また、被爆可能性のある者は、一定範囲の住民だけではない。その範囲外に居住する住民が原子炉事故の際にその範囲に滞在する確率や被爆する確率について考察されなければならない。さうすると、その被爆可能性のある人の範囲は我が国に居住するすべての人々であり、観光ないし事業等で訪日する外国人についても、被爆可能性があることになる。
 - (3) しかも、一定範囲の地域内とその地域外とを峻別しうる科学的根拠は存在しない。一定の目安といふ程度のもに過ぎないのであり、そのやうな線引きは、被爆の現実からはほど遠いものなのである。それも予測及び確率に過ぎないのであり、その確率的数値と被曝線量についても閾値仮説と閾値無し直線仮説との対立があつて、科学的に証明されてあるものではない。また、これには、外部被曝と内部被曝とを区別しないものであることから、科学的考察からはほど遠いものなのである。
 - (4) しかも、原子炉から遠く離れた場所に居住していても安全性は保障されない。原発と原爆の危険性は同じ性質のものである。通常兵器によつて原発を攻撃し、あるいはミサイルを着弾させて破壊すれば、原爆を投下したと同じである。

- (5) それ以外にも、飛行機等の事故、南海トラフなど確実に起こりうる大震災、テロ行為なども想定され、少なくとも有事における原発防衛が不可能であることは、今回のウクライナ紛争で証明されたし、福島第一原発の原子炉溶融による放射性物質の拡散は、日々小さな原爆が投下され続けて居ることと同じなのである。
- (6) その危険性を確率的に捉へて判断することと、原子炉事故が起こる確率とは、同じ趣旨の確率論で議論される。全国的に放射能被害を受けない場所はない。これも確率論であり、どの程度の確率がある地域の住民に当事者適格を認めるのかといふことは、極めて恣意的で判断とならざるを得ない。
- (7) しかし、ワクチンの危険性は、原爆投下や原子炉事故のやうな確率論ではないので、危険性の性質が全く異なり、このやうな確率論を超えた現実の危険性があるといふことである。
- (8) すなはち、ワクチンの危険性については、原審における控訴人らの訴状や準備書面で詳細に主張してあるとほりであつて、その一部を要約すれば、以下のとほりである。

mRNAワクチン（ファイザー製、モデルナ製）には脂質ナノ粒子（LNP。lipid nanoparticle）といふ劇薬が、ウイルスベクターワクチン（アストラゼネカ製）にはポリソルベート80などの劇薬が含まれてをり、これらによつて臓器が損傷されるだけでなく、いずれのワクチンも遺伝子組み替へや遺伝子操作がなされてをり、これによつて作られたスパイクタンパク質が血管内皮細胞の損傷に関与してゐるとの医療鑑定を踏まへた医学的知見が示されてゐる。

- (9) また、スパイクタンパク質が内蔵の損傷だけでなく、皮膚障害をもたらすことも報告されてゐる。すなはち、高知大学医学部皮膚科学講座の山本真有子助教と佐野栄紀特任教授らの研究チームの論文（Persistent varicella zoster virus infection following mRNA COVID-19 vaccination was associated with the presence of encoded spike protein in the lesion<和訳>新型コロナワクチン接種後に生じた遷延性水痘帯状疱疹ヘルペス感染症の皮疹部にワクチンmRNAがコードするスパイク蛋白が存在した）が、ワイリー社のオンライン雑誌「Journal of Cutaneous Immunology and Allergy」に掲載されたが、この論文によると、本邦では、mRNAワクチンの2回目接種を完了してゐる段階で、皮膚障害を含む様々な副作用が多数報告されてをり、ワクチン接種後に皮膚症状が発現した患者の皮疹部を調べた結果、COVID-19のスパイク蛋白が検出されたことから、ワクチンの副作用としてmRNAがコードするスパイク蛋白が皮膚病態に関与してゐる可能性を示唆してゐる結論付けられた。

<http://www.kochi-u.ac.jp/information/2022090500015/>

- (10) これらの知見を総合すると、ワクチン接種により、内臓障害だけでなく皮膚障害にもスパイクタンパク質等による全身疾患を引き起こしてゐることになる。つ

まり、ワクチン接種は重篤な有害事情を全身に引き起こすものであり、それによつて、人工的な抗体を作つたとしても、その抗体だけで感染を予防することは到底できず、自然免疫と獲得免疫などによる免疫機序との有機的、総合的な協働作用を混乱される結果となるため、感染、発症を予防することはできないことになる。

(11) それどころか、訴状で詳細に述べたとほり、mRNAワクチンに含まれる脂質ナノ粒子（LNP）や、LNPの構成要素のPEG（ポリエチレングリコール）、さらには、ウイルスベクターワクチンに含まれてゐるポリソルベート80などの毒物とスパイクタンパク質などによつて全体としての免疫力を低下ないしは破壊させるために、ギランバレー症候群などの自己免疫疾患を引き起こすことになるのであつて、ワクチン接種の安全性は全く証明されてをらず、その危険性が明らかになつてゐるのである。

3(1) ところで、第1判例の示すところは、確率的に被曝の危険性が高い地域の範囲に居住する住民には、法第36条の無効等確認の訴へにおける「法律上の利益を有する者」であるとしたものであつて、その被曝の危険性の確率的数値を明確に示したのではなく、他の地域よりもその危険性の確率が高いと推測されるといふ程度の漠然とした基準に基づいて、「法律上の利益を有する者」であると認定したといふことである。

(2) それゆゑ、この原子炉事故による被曝の確率的な危険性の判断基準からすると、本件ワクチン行政によるワクチン接種の危険性は、確率的危険性とは異なる現実的な危険性があると認定されることになる。すなはち、原子炉事故による被曝の危険性といふのは「確率論的な危険性」であるのに対し、ワクチン接種の危険性といふのは「明白かつ現在の危険」、すなはち「現実論的な危険性」なのであつて、その危険性のある当事者は、法第36条の無効等確認の訴へにおける「法律上の利益を有する者」に他ならないことになる。

(3) 明白かつ現在の危険（clear and present danger）の法理は、表現の自由の内容規制に関する違憲審査基準の一つとされ、これは、「二重基準の審査」（double standard test）の一態様である。これは、経済的自由権と精神的自由権とを区別し、後者を優越的地位にある権利として、それを制限する法律の合憲的審査に厳格な基準を適用する反面、前者を制限する法律には合憲性を推定し、より緩やかな基準によつて審査するといふものである。

(4) そして、訴状でも述べたが、その根拠の一つとして用ゐられるのが「思想の自由市場の理論」である。これは、経済の自由市場における「有害食品（薬品）」と、思想の自由市場における「有害思想」とを比較して、後者の有害性は自由市場の中で淘汰されて有害性は減少ないしは消滅しうるが、前者の有害性の被害は自由市場の中で淘汰される性質のものではなく、これによる被害は即効的かつ甚大で不可逆的に回復不能なものとなりうるといふ決定的な差異があるからであ

る。

- (5) それゆゑ、表現の自由における「有害発言」を禁止する厳格な法理である「明白かつ現在の危険」の法理からしても、「有害薬品」であるワクチンは当然に禁止されるべき性質のものなのである。
- (6) 控訴人らは、いずれも60歳以上であつて、ワクチン接種を優先的に強く奨励されてゐる高齢者であつて、家族や仕事などにおける人間関係からワクチン接種を受けなければならないとする同調圧力を受け、ワクチン接種をしないことにより、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5及び同第12条の各第3号の「発熱その他の新型インフルエンザ等の症状を呈している者の入場の禁止」の規定によつて自由な行動を制約されるといふ不利益と差別を受ける恐れがあり、ワクチン接種を余儀なくされることの危険性に晒されてゐるのであつて、そのやうなワクチン接種場所の近接地に居住してゐるのである。
その状況は、控訴人らのみならず、年齢、性別、国籍などとは無関係に、我が国に居住する者すべてに共通したものである。
- (7) これは、原発関連訴訟と比較すれば、我が国に居住する者すべてが、原子炉の隣接地に居住してゐるのと同じものであり、しかも、その危険性は、原子炉事故の確率的危険性とは比較にならないほど、現実の危険に常にさらされてゐるのである。
- (8) 従つて、確率論的な危険性が認められる者でも法第36条の「法律上の利益を有する者」として認めた第1判例からすれば、本件のやうに現実論的な危険性のある控訴人らが本件における同条の「法律上の利益を有する者」と認められることは当然のことなのである。
- (9) そして、この現実的な危険性の存在こそが、本件訴訟におけるすべての請求について、当事者適格、訴の利益、争訟性などの訴訟要件のすべてを満たしてゐることになるのである。

4(1) この点について、第1判例及び第2判例は、次のとおり説示してゐる。

「行政事件訴訟法九条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分¹の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁昭和四九年（行ツ）第九九号同五

三年三月一四日第三小法廷判決・民集三二卷二号二一一頁、最高裁昭和五二年（行ツ）第五六号同五七年九月九日第一小法廷判決・民集三六卷九号一六七九頁、最高裁昭和五七年（行ツ）第四六号平成元年二月一七日第二小法廷判決・民集四三卷二号五六頁参照）。そして、当該行政法規が、不特定多数者の具体的利益をそれが帰属する個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むか否かは、当該行政法規の趣旨・目的、当該行政法規が当該処分を通して保護しようとしている利益の内容・性質等を考慮して判断すべきである。

行政事件訴訟法三六条は、無効等確認の訴えの原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の無効等の確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」の意義についても、右の取消訴訟の原告適格の場合と同義に解するのが相当である。」

- (2) つまり、第1判例及び第2判例は、法第9条の「当事者適格」と同法第36条の「法律上の利益を有する者」とを同義に解釈し、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、かかる利益も右にいう法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」としてをり、本件ワクチン行政によつて「自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者」である控訴人らの本件訴訟は、「不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される」と判断されることになるのである。

二 第3判例及び第4判例について

- 1 前記第三（原子炉設置関連訴訟の判例）の三に掲げた判例（第3判例）の説示ならびに四に掲げた判例（第4判例）の説示によれば、

「原子炉設置の許可の段階の安全審査においては、当該原子炉施設の安全性にかかわる事項のすべてをその対象とするものではなく、その基本設計の安全性にかかわる事項のみをその対象とするものと解するのが相当である。」

としてある。

- 2 つまり、原子炉施設の基本設計の安全性にかかはる事項が裁判の審査対象になるといふことは、ワクチンの特例承認といふ国民に対する人体実験の実施の許可の段階での安全審査自体が訴訟の審査対象になることは当然のことを意味するのであるが、原判決は、第3判例及び第4判例に違反し、ワクチンの安全性についての事実主張の摘示もせず、その判断をすべて拒絶した違法がある。

三 原子炉判例の要諦

1 「安全を脅かされる恐れのある者」について

- (1) 第1判例と第2判例は、前述のとおり、「安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る事故等による災害により直接的かつ重大な被害を受けるものと想定される地域内に居住する者」すなはち、「原子炉事故等をもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民は、原子炉設置許可処分が無効確認を求めるにつき、行政事件訴訟法三六条にいう「法律上の利益を有する者」に該当する。」と説示する。
- (2) これは、「安全性に関する各審査に過誤、欠落がある場合に起こり得る原子炉事故等をもたらす災害により生命、身体等に直接的かつ重大な被害を受けることが想定される地域内に居住する者」は、行政事件訴訟法三六条にいふ「法律上の利益を有する者」に該当することいふことであり、「安全を脅かされる恐れのある者」には、抗告訴訟及び当事者訴訟の当事者適格があるといふことである。
- (3) 福島第一原発事故の放射線汚染地域は、同原発から80キロメートルに及んでゐる。炉心溶融（メルトダウン）して炉心貫通（メルトスルー）したことから、さらに汚染は拡大する可能性がある。また、チェルノブイリ原発事故で汚染された範囲は、半径50キロ内のほぼ全域と、北東方向のベラルーシとロシア国境付近150～250キロの地域で、そこは1,500 kBq/m²を超え、中欧、東欧、ロシアの広い範囲では2 kBq/m²を超える放射性物質の沈着があつて、これにより、地球の北半球全域が汚染されたとされてゐる。
- (4) そのため、原子炉判例が認定した「原子炉（高速増殖炉）から約二九キロメートルないし約五八キロメートルの範囲内」とか、「原子炉から約一一キロメートルないし約一五キロメートルの範囲内」に居住する住民といふ限定にすることの科学的根拠はない。
- (5) つまり、「被害を受けるものと想定される者」、言ひ換へれば、「安全を脅かされる恐れのある者」と「さうでない者」とを、居住地域だけで峻別することは到底不可能なのである。
- (6) よつて、原子炉事故といふ確率的危険性によつて、いはゆる「安全を脅かされ

る恐れのある者」には制限はなく、ましてや、現実的危険性によつて「安全を脅かされる恐れのある者」であるワクチン禍の危険にさらされてゐるのは国民のすべてなのである。

2 安全性についての主張立証責任の転換について

(1) また、第4判例の判決要旨によれば、

「原子炉施設の安全性に関する被告行政庁の判断の適否が争われる原子炉設置許可処分の取消訴訟においては、右判断に不合理な点があることの主張、立証責任は、本来、原告が負うべきものであるが、被告行政庁の側において、まず、原子力委員会若しくは原子炉安全専門審査会の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」

とある。

(2) このことからすると、本件にもこの論理が適用されるのであるから、被控訴人において、特例承認に至つた厚生労働省の各種審査会等「の調査審議において用いられた具体的審査基準並びに調査審議及び判断の過程等、被告行政庁（厚生労働省）の判断に不合理な点のないことを相当の根拠、資料に基づき主張、立証する必要があり、被告行政庁（厚生労働省）が右主張、立証を尽くさない場合には、被告行政庁（厚生労働省）がした右判断に不合理な点があることが事実上推認される。」ことになるのである。

(3) つまり、原子炉判例で指摘されてゐる原子力基本法及び規制法により原子炉設置許可の基準が定められてゐるが、第1判例においても、規制法の趣旨については、「単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」としてゐるのであつて、これとの比較からして、本件ワクチンの特例承認等の基準を定めた薬機法などの感染症対策の関係法令は、原子力基本法や規制法以上に、国民の生命、身体の安全等に「直結」するもので、「個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」と判断されるものなのである。

(4) ところが、原判決は、判決書末尾に「関係法令等の定め」を無造作に列挙するだけで、これらの関係法令等が「個々人の個別的利益としても保護すべきものと

する趣旨を含む」ことの認識がなく、しかも、控訴人の主張に対して、被控訴人がその認否反論を拒絶し立証しないことを許容した上、ワクチンの安全性が否定されることが「事実上推認される」にもかかわらず、その判断をなさなかつた重大な違法がある。

- (5) また、ワクチンの安全性の不存在、危険性の存在については、控訴人らは原審において、訴状及び(1)から(18)の準備書面において具体的に例証してをり、証明充分であることは多言を要しないところである。
- (6) ワクチン開発の目的は、訴状でも指摘したビル・ゲイツ発言のとほり、人口削減目的であり、また、このビル・ゲイツ発言と同じ頃になされたジャック・アタリの発言と連動してゐる。つまり、フランスの経済学者で思想家とされるロスチャイルドのジャック・アタリは、ビル・ゲイツ発言に呼応して、優生学的見地から、「馬鹿ども処するために予防接種で殺せばいいんじゃないか」との論文まで発表し、パンデミックを恐れる愚かな民に、「これが治療法だ」と救ひの手を差し伸べてワクチンを接種させ、喜んで屠殺場に自ら進んで向かはせて自然淘汰させるのがよいといふことを堂々と述べてゐる。まさに、ワクチンは殺人目的で開発するものであることを公言してゐることは公知の事実である。
- (7) ところが、このワクチンの現実的な危険性の存在は、原子炉判例でも示されたとほり、危険性の存在が訴訟要件の充足と不可分一体となつてゐるにもかかわらず、原判決は、その事実摘示もせず判断を回避した著しい違法がある。

第五 抗告訴訟及び当事者訴訟における訴訟要件

一 本件訴訟の訴訟類型

- 1 本件訴訟は、令和4年10月3日付け控訴の趣旨変更申立書（以下「申立書」といふ。）によつて、次のとほりの請求をなすものである。
 - (1) 申立書第一2(1)の主位的請求は、行政事件訴訟法（以下「法」といふ。）第3条第6項第1号、第37条の2の義務付けの訴への請求であり、同(2)の予備的請求は、無効等確認の訴への請求（法第3条第4項、第36条）である。
 - (2) 申立書第一3(1)及び5(1)の各主位的請求は、義務付け訴訟の請求（法第3条第6項第1号、第37条の2）、同3(2)及び5(2)の各予備的請求は、実質的当事者訴訟の請求（法第4条）である。
 - (3) 申立書第一4、6ないし12は、実質的当事者訴訟の請求（法第4条）である。
 - (4) 申立書第一13は、国家賠償請求であり、同第一14は、中間確認の訴へである。
- 2 これに対し、原子炉判例は、処分取消の訴（法第3条第2項）及び無効等確認の訴（法第3条第4項、第36条）の事案であるから、本件訴訟の抗告訴訟及び当事者訴訟

と共通したものであつて、その要件的な判断には、共通したものがある。

二 本件訴訟の訴訟要件

- 1 前述のとおり、第1判例及び第2判例は、法第9条の「当事者適格」と法第36条の「法律上の利益を有する者」とを同義に解釈し、規制法が直接的に国民との関係性に基づいて規制基準を設けた明文の規定はないものの、規制法第23条第1項、第24条第1項で定める「右各号は、単に公衆の生命、身体の安全、環境上の利益を一般的公益として保護しようとするにとどまらず、原子炉施設周辺に居住し、右事故等がもたらす災害により直接的かつ重大な被害を受けることが想定される範囲の住民の生命、身体等の安全等を個々人の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当である。」としてゐる。
- 2 このことから、当事者適格及び法律上の利益を有する者についての考慮要素である「当該法令の趣旨及び目的」を踏まへて検討するとすれば、控訴人らがワクチン禍を被らない利益が「法律上」保護されてゐる根拠として、予防接種法等は、規制法とは異なり、「直接的」に国民の生命、身体等の安全等を守り、健康被害の迅速な救済を目的として次のとおり定めてゐるのである。
- 3 すなはち、予防接種法第1条（目的）では、「この法律は、伝染のおそれがある疾病の発生及びまん延を予防するために公衆衛生の見地から予防接種の実施その他必要な措置を講ずることにより、国民の健康の保持に寄与するとともに、予防接種による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。」とし、同法第15条1項（健康被害の救済措置）では、「市町村長は、当該市町村の区域内に居住する間に定期的予防接種等を受けた者が、疾病にかかり、障害の状態となり、又は死亡した場合において、当該疾病、障害又は死亡が当該定期的予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、次条及び第十七条に定めるところにより、給付を行う。」とされ、さらに、予防接種実施規則第5条の2第1項では、「予防接種を行うに当たっては、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、予防接種の有効性及び安全性並びに副反応について当該者の理解を得るよう、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならない。」と定めてゐる。
- 4 このことは、予防接種法が、国民との関係性において、直接的に「生命、身体等の安全等を個々人の個別的利益を保護する趣旨」を目的として制定されてゐるのであるから、原子炉判例で指摘された規制法以上に国民の利益がより保護されるのであつて、控訴人らには、本件訴訟におけるすべての請求の訴訟要件である当事者適格、確認の利益、「法律上の利益を有する者」であることが当然に認められるのである。

三 義務付け訴訟について

- 1 法第3条第6項には、「この法律において「義務付けの訴え」とは、次に掲げる場合において、行政庁がその処分又は裁決をすべき旨を命ずることを求める訴訟をいう。」とし、その第1号には、「行政庁が一定の処分をすべきであるにかかわらずこれがされないとき（次号に掲げる場合を除く。）。」とある。
- 2 そして、同法第37条の2には、「第3条第6項第1号に掲げる場合において、義務付けの訴えは、一定の処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないときに限り、提起することができる。」とある。
- 3 このやうな国際的なワクチン利権に基づいた殺人ワクチンであると評価できる本件ワクチンの著しい危険性については、被控訴人は知悉してをり、被控訴人国は、直ちに本件ワクチンの特例承認を取り消すべき義務があるにもかかわらず、これを行わないのであり、しかも、その取消処分がされないことにより重大な損害を生ずるおそれがあり、かつ、その損害を避けるため他に適当な方法がないのであるから、義務付け訴訟は認められるのである。控訴人らがワクチン接種を余儀なくされる可能性がなくなる限り、そのワクチン禍によつて、生命、身体等の「重大な損害を生ずるおそれ」はあり、特例承認の取消を求める以外に「その損害を避けるため他に適当な方法がない」のである。
- 4 従つて、本件義務付け訴訟における訴訟要件はすべて満たしてゐるのである。

四 無効等確認の訴について

- 1 法第3条第4項は、「この法律において「無効等確認の訴え」とは、処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無の確認を求める訴訟をいう。」とあり、法第36条には、「無効等確認の訴えは、当該処分又は裁決に続く処分により損害を受けるおそれのある者その他当該処分又は裁決の無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者で、当該処分若しくは裁決の存否又はその効力の有無を前提とする現在の法律関係に関する訴えによつて目的を達することができないものに限り、提起することができる。」とある。
- 2 原子炉事故といふ確率的に認識できる危険性についても、その危険性を感じる住民に「無効等の確認を求めるにつき法律上の利益を有する者」と認定した原子炉判例に基づけば、明白かつ現在の危険のあるワクチン接種禍の危険に晒されてゐる控訴人らは、原子炉に隣接して居住してゐる住民の確率的な危険性以上に、現実的な危険性が認められる本件では、無効等確認の訴についての訴訟要件はすべて満たしてゐることになる。

五 当事者訴訟について

- 1 法第4条には、「この法律において「当事者訴訟」とは、当事者間の法律関係を確認し又は形成する処分又は裁決に関する訴訟で法令の規定によりその法律関係の当事者の一方を被告とするもの及び公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟をいう。」とあり、本件は、国民と国との「当事者間の法律関係を確認する訴訟」であつて、「公法上の法律関係に関する確認の訴えその他の公法上の法律関係に関する訴訟」なのである。
- 2 法第4条の当事者訴訟については、原判決が摘示するやうに、「*国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるもの*」に限定してゐない。
- 3 しかも、控訴人らが国民であることから、予防接種法その他の法令の適用を受けてゐるのであつて、それによつて控訴の趣旨（訂正後）の様々な具体的な紛争に至つてゐるのであるから、争訟性、処分性、当事者適格、確認の利益などの訴訟要件は、すべて満たしてゐるのである。
- 4 なお、当事者訴訟による確認訴訟は、無効等確認の訴とは異なり、法第36条のやうな補充性の要件による制約は受けないのである。
- 5 第1判例及び第2判例の説示では、「*行政事件訴訟法九条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者*」に当事者適格を認めてゐる。
- 6 また、「*侵害されるおそれのある者*」の妨害予防請求権も認めてゐるのであり、当事者適格を認める前提として、当然に争訟性をも認めてゐることになるのである。
- 7 とところで、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律（令和2年法律第75号）によれば、武漢ウイルス感染症の予防接種について、予防接種法（昭和23年6月30日法律第68号）第6条第1項の予防接種とみなして同法を適用するとし、接種を「*受けるよう努めなければならない*」とする同法第9条第1項及び第2項の、いはゆる「*努力義務*」を国民に課してゐるが、原判決は、この努力義務を訓示規定であるとして、その無効を確認することについて確認の利益がないとする。
- 8 しかし、この努力義務を訓示規定とする有権解釈は存在しない。そもそも、訓示規定といふのは、各種の手續を定める規定のうち、専ら行政機関又は裁判所に対する命令の性質を有するものであるが、この努力義務は国民に向けられたものであつて、訓示規定ではあり得ない。
- 9 また、この努力義務には、強制力や罰則を伴はないとしても、そのことから法的な義務性が否定されるものではない。それゆゑ、訓示規定であるとして義務性を否定することは、努力義務とすることの明らかな形容矛盾があり、確認の利益を否定す

る根拠とはならないのである。

- 10 ところで、マスク着用義務不存在の確認を求める当事者訴訟では、原裁判所においても、口頭弁論期日が開かれる度に、マスク着用を何度も執拗に奨励し、事実上の強制を行ってきたことは公知の事実であつて、それは、全国の裁判所が同じ対応であり、当審においても継続されることになるのであるから、そのやうな執拗な奨励を中止し、控訴人らがそれを峻拒し続けなければならない苦痛から解放されるためにも確認の利益は認められるのである。

六 裁判所法第3条第1項について

- 1 裁判所法第3条第1項には、「一切の法律上の争訟」を裁判所が審理することとなつてゐるのに、司法消極主義によつて、統治行為論、部分社会論などを理由に多くの争訟を審理の対象から外すことは、控訴人らが原審で詳細に主張したとほり、司法権の放棄であり、国民の有する憲法上の裁判を受ける権利の侵害である。
- 2 法律上の争訟（以下「争訟性」といふ。）といふ概念からすれば、これから除外されるのは、学術性や専門性のある事項などに限定される。これは、「法律上」の争訟ではなく、「学術上」の争訟だからである。

七 客観訴訟といふ概念について

- 1 ところが、原判決は、「国民としての立場以上に進んで」といふ慣用文句により、本件が「法律上の争訟」（以下「争訟性」といふ。）には該当しないとして、控訴人らが法の適用を受ける国民の立場によつて、その法令の適用に関する訴権を行使したことを否定し、一般国民以上の特別な立場でなければ訴権を認めないといふのである。
- 2 しかも、本件は、義務付け訴訟及び当事者訴訟として提起し、さらに、無効等確認の訴へであるにもかかわらず、原裁判所は、何ら直接の利害関係もない者が行ふ「客観訴訟」といふ民衆訴訟（行政事件訴訟法第42条）として提起したとして本件の訴訟類型のすり替へを行ふといふ違法を犯して居るのである。
- 3 そもそも、講学上において、客観訴訟とは、客観的な法秩序の適正維持を目的とする行政訴訟を意味するものであつて、個人の権利利益の保護を目的とする主観訴訟とを対比させて分類してゐるものであるが、このやうな概念は、行政事件訴訟法に定義されてゐないものであつて、そのやうな曖昧で法令上の概念でないものを以て本件訴訟の訴訟類型であると当てはめて判断することは、控訴人らの裁判を受ける権利を侵害するものであつて、到底破棄を免れないものである。
- 4 法令の適用を受ける国民であれば、その法令が適用されることによる個人の権利

利益の保護を目的とする主観訴訟としての本件訴訟の提起が認められることは当然であつて、その義務の不存在確認訴訟は、当事者訴訟としても、無効等確認の訴へとしても許容された訴訟形態なのである。

八 「国民としての立場」について

- 1 原判決が、繰り返し用ゐる「国民としての立場」といふのは、民衆訴訟における国民ないしは住民としての立場を意味してゐるものである。
- 2 すなはち、控訴人らの原審における令和4年1月7日付け準備書面（5）の第二の一2（1）イ（法律上の争訟（争訟性）について）で詳述したとおり、これは、民衆訴訟とは、行政事件訴訟法第5条（この法律において「民衆訴訟」とは、国又は公共団体の機関の法規に適合しない行為の是正を求める訴訟で、選挙人たる資格その他自己の法律上の利益にかかわらない資格で提起するものをいう。）及び同第42条（民衆訴訟及び機関訴訟は、法律に定める場合において、法律に定める者に限り、提起することができる。）で定められてゐるとほり、特別に法律の定めがない限り提起できないものである。法律に定めのある民衆訴訟としては、選挙無効・当選無効の争訟（公職選挙法第202条以下）、住民訴訟（地方自治法第242条の2）、最高裁判所裁判官国民審査無効訴訟（最高裁判所裁判官国民審査法第36条）であり、直接的な利害関係のない立場で国又は公共団体の機関の行為の是非を求める訴訟の類型であつて、本件の抗告訴訟及び当事者訴訟とは全く類型を異にしてゐるのである。

九 部分集合と全体集合

- 1 原判決が、「国民としての立場以上に進んで」といふ慣用句を用ゐて判断したことの根本的な誤りは、部分集合と全体集合の区別と理解が欠如してゐるためである。
- 2 集合Aと集合Bとの関係において、集合Aが集合Bの部分集合であるとは、Aがこの一部の要素だけからなることを意味する。AがBの一部であるといふ意味で部分集合と呼ぶ。そして、Bのことを全体集合と呼び、Bは、Aを包含してゐる関係にあることである。
- 3 控訴人らをBとし、総国民の全体の集合をAとすると、控訴人らAはBに包含されるので、Aの部分集合である。
- 4 本件では、Aが「国民としての立場以上に進んで」具体的な法律的な利害関係にあるのではなく、国民全体（B）の一員として、国民全体に課せられたワクチン接種などに関する具体的な公法上の法律関係についての訴訟を提起したのであつて、国民以上でも国民以下でもない。控訴人らは被害を被つてゐる国民自身なのである。
- 5 原子炉判例において、一定範囲の住民に原告適格があるとしたが、仮に、我が国

に巨大な原子炉が設置され、その事故による被爆の可能性が全国を包むことになった場合、国民全体（B）が部分集合Aとなり、全体集合と部分集合とが一致するだけである。これを真部分集合といふが、もし、そのやうな場合は、「国民としての立場以上に進んで」ゐないこととなり、すべての国民の原告適格を否定することになり、論理矛盾も甚だしいことになるのである。

6 本件では、全部集合と一部集合とか一致し、その一部集合のさらに一部集合（a）が控訴人らであることいふことなのであつて、「国民としての立場以上に進んで」といふことを要件とすることは、国民全体が「安全を脅かされる恐れのある者」であることを無視することになり、完全に論理破綻してゐることになる。

7 これについては、地方自治特別法の事例（憲法第95条）と一般法との比較をすれば明確になる。仮に、武漢ウイルスワクチンの接種を特定の都道府県のみで実施した場合、その都道府県の住民Aは、国民全体Bの真部分集合となる（ $A \subset B$ ）。

8 控訴人ら（a）が当該都道府県の住民に属する場合は、

$$a \in A \subset B$$

となつて、控訴人ら（a）は、「国民としての立場以上に進んで」当事者適格を有することになることに異論はない筈である。そして、さらに、その応用的な思考実験として、仮に、武漢ウイルスワクチンの接種を実施する都道府県が、「全都道府県」に拡大し、地方自治特別法が全都道府県で成立したとすれば、その場合は、Aを含む全都道府県（A'）はBと一致することになり、一般法として成立させたことと同じことになる。さうすると、

$$a \in A' \subseteq B$$

となり、

$$a \in A' = B$$

となるのであつて、控訴人ら（a）は、やはり「国民としての立場以上に進んで」当事者適格を有することになるのである。

十 処分性について

1 原判決には、処分性に関して、原審における控訴人らの主張を正確に摘示しなかつた違法がある。

2 控訴人らは、原審において、令和4年1月7日付け準備書面（5）の第二の一3(1)ウ（処分性について）において、法第3条第2項の「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」（処分）の概念について詳細に主張したものの、全くその主張の摘示もなさず、判断を回避した違法がある。

第六 PCR検査、ワクチン接種及びマスク着用の実質的強制

一 社会的制裁と法的制裁

- 1 (1) 一般に、政府の積極的な誘導によつて、マスク等を着用することの社会的規範が形成されると、その社会集団において、特定成員の行動が社会集団の持つ社会的規範に背反した場合、その行為者に対して、同調圧力によつて、批判、嘲笑、侮辱、排斥などの心理的・物理的圧力を伴ふ社会的制裁（サンクション）が課されることになる。
- (2) そして、特に、嘲笑や侮辱は、人格的否定行動のモラル・ハラスメントであつて、人民裁判的なリンチ的刑罰に等しいものである。我が国の武士社会では、満座の前でこのやうな行為を受けることは最大の恥辱であつて、生死をかけた闘争に発展し、社会的制裁を超えて藩や幕府の法的制裁を受けるに至るのである。
- 2 (1) ところで、本来は、このやうな社会的制裁とは、法によらない制裁行為であるとされてゐる。しかし、その社会的制裁が国家として容認できないものであるときは、国家は、その社会的制裁を制限し、あるいは禁止する法的措置を講じなければならない義務がある。
- (2) しかし、もし、国家がそれを容認して特定の政策を推進するために利用して推奨する国家作用が加はる場合は、その段階で、社会的制裁から法的制裁へと昇華し、実質的に法的義務化することになるのである。
- 3 (1) 本件においても、PCR検査を受けることは強制ではないとし、ワクチン接種についても予防接種法において努力義務にとどまり、強制的に接種義務は課せられないとしながらも、以下に述べるとほり、実質的に強制されてゐる。
- (2) また、これと同様に、マスク着用についても、法的義務は課せられてゐないとするものの、実質的に強制に及んでゐるのである。
- (3) 強制に及ぶといふことは、法的義務が課されてゐることであつて、法的義務がないとしながらも実質的には法的義務（強制）を課してゐるのであつて、羊頭狗肉の欺瞞と詐術に他ならないのである。

二 PCR検査及びワクチン接種の実質的強制

- 1 厚生労働省のホームページの「【水際対策】出国前検査証明書」
(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00248.html)
によれば、
「有効なワクチン接種証明書を保持していない全ての入国者（日本人を含む）は、出国前72時間以内に検査を受け、医療機関等により発行された陰性の検査証明書を入国時に、検疫所へ提示しなければなりません。

有効なワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも提示できない方は、検疫法に基づき、原則として日本への上陸が認められません。

また、出発国において搭乗前にワクチン接種証明書又は検査証明書のいずれも所持していない場合には、航空機への搭乗を拒否されますのでご注意ください。

検査証明書の取得が困難かつ真にやむを得ない場合には、出発地の在外公館にご相談ください。」

とある。

- 2 また、外務省の海外安全ホームページの「新型コロナウイルス感染症に関する新たな水際対策措置（出国前検査陰性証明保持の見直し）」

(https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2022C073.html)

によれば、

「（令和4年）8月25日、新型コロナウイルス感染症に関する水際措置の見直しの詳細が公表されました。措置の概要は以下のとおりです。

1. 出国前検査証明提出の見直し

9月7日午前0時（日本時間）以降、有効なワクチン接種証明書を保持している全ての帰国者・入国者については、出国前72時間以内の検査証明の提出を求めないこととします。」

とある。

- 3 これらのことは、出入国の許可を受けるについて、控訴人らを含む日本人に対して、ワクチンの接種証明書を求め、それがなければPCR検査の陰性証明書を求めらるることになり、その前提としてワクチン接種とPCR検査受診の義務を課してあることになる。
- 4 また、ワクチン接種証明書があれば、PCR検査の陰性証明書の提示義務を免除することは、ワクチンの接種者を優遇し非接種者を冷遇するといふ差別的取り扱いであつて、間接的にワクチン接種を強制することになつてゐる。
- 5 以上により、控訴人らに対しても、これが適用されるのであるから、控訴人らは、PCR検査の受診とワクチンの接種を公法上の法律関係において強制されてゐることになり、行政事件訴訟法第4条の当事者訴訟における当事者適格を有してゐることになるのである。

三 マスク着用の実質的強制

- 1 国は、国民に対して、マスク着用の法的義務は課せられてゐないとするが、控訴人らの「控訴の趣旨」（変更後のもの）の第11項及び第12項において、新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令第5条の5及び同第12条の各第3号並びに同施行令

第5条の5及び同第12条の各第7号の「入場の禁止」は、マスク不着用の制裁であるから、限定的な事象ではあつても、マスク着用義務を認めてゐることとなつて、法的義務がないとする前提と明らかに矛盾してゐるのである。

- 2 これは、控訴人らは、国との公法上の法律関係においてマスク着用を強制されてゐることになり、妨害予防請求権に基づいて、行政事件訴訟法第4条の当事者訴訟における当事者適格のみならず、同法第3条第4項、同第36条の無効等確認の訴への当事者適格を有してゐることになる。
- 3 また、国は、前記1の入場の禁止を行へる施設以外においても、裁判所庁舎、検察庁庁舎などすべての公共施設の入場者に対して、その施設管理権の行使として、マスク着用を執拗に繰り返し奨励し続けてをり、このやうな公権力を有する政府などによるマスク着用を反復継続した奨励には、強い心理的圧力があり、実質的な強制力を持つてゐる。
- 4(1) マスク着用には、法的根拠も科学的合理性もないにもかかわらず、それを奨励することは、前述したとほり、マスク着用を励行させやうとする社会的規範を超えて、自らもそれを擁護して積極的に推奨することによつて法的規範化させてゐることになるのである。
- (2) 控訴人らが、原審において、令和4年4月21日付け準備書面（18）で主張したとほり、国立感染症研究所の同年3月28日の発表により、飛沫感染を防止する可能性があるとされたマスク着用や、接触感染を防止する可能性があるとされた手指消毒には効果はなく、エアロゾル感染防止のための換気が必要であるとされて、これまでの感染症対策が誤りであつたことが明らかとなつたのである。
- (3) 付言するに、飛沫感染とは、ウイルスを含む飛沫が口、鼻、目などの露出した粘膜に直接付着して感染する態様である。そして、接触感染とは、ウイルスを含む飛沫を直接接触つたか、ウイルスが付着したものの表面を触つた手指で目・鼻・口などの露出した粘膜を触ることにより感染する態様である。
- (4) この飛沫を防ぐためには、マスクは有効ではない。マスクをしてゐたとしても、咳やくしゃみによる飛沫は防げない。
- (5) そして、咳やくしゃみによる飛沫にウイルスが含まれてゐた場合に、その飛沫が空気中を飛行して水分が蒸発などして乾燥した飛沫核といふ微粒子となつて空気中に浮遊し、その飛沫核を吸引して気道の粘膜に侵入して感染するのが飛沫核感染（空気感染）といふ態様である。さらに、エアロゾル感染とは、飛沫核よりもさらに微少の粒子に付着したウイルスが長時間浮遊したことによつて、それを吸引して起こりうる感染態様である。国立感染症研究所は、これが主要な感染経路であるとやうやく認めたといふことである。
- (6) このやうな空気感染、エアロゾル感染を防止する唯一の方法は換気であり、マスクやフェイスガードを着用しても、アクリル板を設置しても、換気が不十分で

あるときはエアロゾル感染は到底防げない。

- (7) 従つて、ウイルスに感染してゐる者がマスクやフェイスガードを着用してゐたとしても、エアロゾル感染を引き起こす可能性は否定できず、逆に、ウイルスに感染してゐない者がマスクやフェイスガードをしてゐなくても、他人に対してエアロゾル感染を引き起こす可能性は全くないことになる。
 - (8) ところで、人間の持つ免疫機序において、空気感染、エアロゾル感染による感染症の感染を防御するのは、鼻や喉の粘膜であり、発症を防御するのは、ウイルスに感染した細胞や腫瘍細胞により、ウイルスの増殖を抑制するために作られるインターフェロンやNK（ナチュラルキラー）細胞などの働きとして人間に先天的に備はつてゐる免疫機序としての「自然免疫」と、一度侵入した病原体の情報を記憶して再び侵入された時に一早く対処できるやうに学習するヘルパーT細胞やキラーT細胞などによる免疫機序としての「獲得免疫」とがある。それゆゑ、人間の持つ免疫機序からして、ウイルスが粘膜に付着しただけでは、簡単には感染、発症はしないのである。
 - (9) 国の感染症対策は、マスク等を着用してゐない者をウイルス感染者であると決めつけたかのやうに、また、マスク着用をしてゐる者はウイルスに感染してゐないと決めつけたかのやうに、その感染の有無の調査を全くすることなく、しかも、換気が不十分な施設内で長時間の滞在を行ふこと自体が極めて危険であることを全く認識せずに、宗教にも似た「マスク真理教」の非科学的な教義を信奉した政府の空騒ぎ政策であつたのである。
 - (10) 政府は、ウイルスとワクチンに関する感染症対策を立案するについては、独自の調査及び研究をせずに、すべてWHOや諸外国の調査と研究を鵜呑みにして猿真似の感染症対策を実施してゐる。さうであれば、もはやマスク着用をしなくなつた諸外国の猿真似もする必要があり、マスク着用の推奨による実質的強制の方針は二重基準であつて、違法であると言はざるを得ない。
- 5 ところで、地方議会の本会議において、マスク不着用等を理由とする議員辞職勧告決議が数例存在してゐる。すなはち、令和3年9月13日の白糠町議会決議、令和4年3月1日の呉市議会決議、同月25日の臼杵市議会決議などであり、これらは公知の事実である。
 - 6 これらは、国のマスク着用の積極的な奨励を着用義務の肯定であるとした誤信した付和雷同の同調圧力に対して、地方議員であることの矜持によつてその非科学的なマスク着用に抗議してマスク不着用といふ政治行動を行つた議員に対する謂はれなき侮辱であり、これは社会的制裁を超えた法的制裁であつて、マスク着用の法的義務を課したことになる。
 - 7 国は、このやうな違法な議員辞職勧告決議がなされないやうに総務省を通じて行政指導等をすべき義務があるにもかかわらず、これを黙認して放任することで消極

的に推奨してゐるのであるから、実質的にマスク着用を強制してゐることになる。

8 控訴人らの中には、地方議員が存在し、この切実な問題を抱へてゐるのであるから、妨害予防請求権の行使として、当事者訴訟及び無効等確認の訴へ当事者適格が認められるのである。

【第二章 原判決について】

以下の原判決の説示において、裁判所法第3条第1項の法律上の争訟（争訟性）、当事者適格、確認の利益及び法第3条第2項の処分性を満たさないとする判断ならびに「国民としての立場以上に進んで」といふ民衆訴訟の概念にすり替へた判断など誤謬については、以下において個別に反論するもの以外に、すべての争点に関する主張は、第一章のとおりである。

第一 争点1-1について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点1-1(請求第1項(主位的請求)の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第1項(主位的請求)は、いわゆる非申請型義務付け訴訟としての請求である。

被告は、国民に対し、感染力の伝播力及びまん延の実態について、従来よりも精密化した遺伝子検査により調査する義務を負っており、その上で感染症指定令の制定をする義務を負っているが、各義務がいずれも果たされていない。上記各義務懈怠は、国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害するものであるから、国民は、被告に対し、調査義務の不履行を理由として感染症指定令処分の取消しを求める権利を有する。

原告らを含む国民は、感染症指定処分の取消処分がされない限り、新型コロナウイルスに感染した場合に、その医療措置を強制され、政治活動、経済活動を含む全ての社会生活を著しく制約されるという重大な損害を被るおそれがある。また、原告らは、その損害を避けるために、感染症指定処分の取消処分がされる以外に、損害を回避できる他に適当な方法がない。

2 「被告の主張」

請求第1項(主位的請求)に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

行政事件を含む民事事件において裁判所がその固有の権限に基づいて審判することのできる対象は、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」、すなわち、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であって、かつ、それが法令の適用により終局的に解決することができるものに限られる。そうすると、ある訴えが、裁判所に対し、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものでない場合には、当

該訴えは「法律上の争訟」には当たらない。そして、当事者間に具体的な紛争が存在せず、「法律上の争訟」に当たらない客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定により、法律に特別の定めのない限り提起することができない。

請求第1項(主位的請求)に係る訴えは、政令制定行為を取り消すことの義務付けを求めるものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に指定感染症政令が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定により、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。

したがって、請求第1項(主位的請求)に係る訴えは、不適法である。

イ 処分性がないこと

(ア) 行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)37条の2所定の、いわゆる非申請型義務付けの訴えは、義務付けを求める行政行為に処分性(同法3条2項参照)が認められることが必要である。同項にいう「行政庁の処分」とは、公権力の主体たる国又は公共団体が行う行為のうち、その行為によって、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているものをいう。

(イ) 指定感染症政令は、感染症法6条8項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を指定感染症と定め、同法7条1項の規定に基づき、感染症法の一部の規定を新型コロナウイルス感染症に準用することとしている。そして、指定感染症政令3条において新型コロナウイルス感染症に準用することとされている感染症法の各規定は、直接、国民の権利義務に影響を及ぼすものではなく、国民の権利義務への直接の影響は、感染症法の規定に基づく執行行為によって初めて観念できるものである。例えば、都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の患者等が検体提出等の勧告に従わないときは、当該職員に上記患者等から検体を採取させることができ(感染症法16条の3第1項、3項)、また、都道府県知事が新型コロナウイルス感染症の患者等に対し就業制限に係る通知をした場合、当該患者等に就業制限義務が生じることとなるが(感染症法18条1項、2項)、これらの状況に至って初めて、当該対象となる者の権利義務への直接の影響を観念することができる。

したがって、指定感染症政令の制定行為によって新型コロナウイルス感染症が指定感染症として定められたとしても、このことのみでは原告らを含む国民の権利義務に直接影響を及ぼすものではないから、同制定行為は、行訴法3条2項にいう「行政庁の処分」には当たらず、処分性は認められない。

ウ 訴えの利益がないこと

指定感染症政令は、既に廃止されているところ、同政令の制定行為を取り消すことによって回復すべき「法律上の利益」（行訴法37条の2第3項）があることについて原告らは何らの主張もせず、また、上記利益があるとは認められない。

3 「(原告らの反論一「法律上の争訟」該当性及び処分性について)」

ア 「法律上の争訟」該当性について

原告らが、請求第1項から第11項までの各請求を個別的に区分して列挙しているのは、このような方法と形式でなければ請求が特定できないことによるものであって、これらの義務付け訴訟及び当事者訴訟としての確認訴訟は、被告がこれまで新型コロナウイルス対策としてこれまで行ってきた不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認、損失補償契約の締結、PCR検査の使用、ワクチン・パスポート等の発行による差別政策、マスク着用の実質的な強制、特措法施行令5条の5及び12条の各3号又は各7号(以下、これらを併せて「本件措置法施行令規定」という。)によって原告らを含む国民全員に対する医学的検査によらない施設への入場禁止という一体的処分によって原告らが受ける不利益及びその危険性の一切を排除するための訴訟である。原告らは、被告の上記一体的処分に対して異議を唱え続けており、それにもかかわらず原告らの不安感及び危機感を解消しない被告との間には具体的な争訟関係が存在する。また、本件訴訟において、被告が、原告らの事実主張に対して一切の認否を行わず、徹底抗戦によって本件訴訟を排除していること自体、上記一体的処分についての現実的かつ具体的な法律上の争訟が存在することを裏付ける公知の事実である。

原告らには、新型コロナウイルス感染症について、季節性のインフルエンザなどの5類感染症に指定変更されることなどにより平穏な生活を回復する権利、ワクチン接種・マスク着用の圧力から解放され、国民の分散状態を消滅させ、国民全体が新型コロナウイルス感染症以前の生活環境、経済環境、文化芸術環境等の正常さを取り戻すことを希求する権利、被告の新型コロナウイルスに関する全ての政策を廃止させて原状回復を求める妨害排除請求及び妨害予防請求等の権利があり、このような原告ら国民の権利を否定している被告とは、熾烈で深刻な対立状態にあり、正に静かな内乱とでもいうべき争訟状態にあるのであって、これこそが公法上の法律関係における「法律上の争訟」である。高齢者である原告らとしては、被告から際限なくワクチン接種を優先的に奨励される対象とされ、その不安と危険から逃れることができない状況に今後も追い込まれていくのであって、優先接種対象者である原告らと、それを積極的に推奨する被告との関係は、ワクチン接種を巡る公法上の法律関係に該当する。本件は、被告が国民に適用する法令によって直接的・具体的な公法上の法律関係が発生するのであって、国民の立場以上に必要な要件はない。

原告らの請求は、抽象的で直接的な利害関係のない請求ではなく、被告に対し、幸福追求権(憲法13条)と、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利(同法25条1項)を行使し、それを現実に妨げ続けてきた被告に対し、同条2項の責務を果たすよう、被告の一体的処分 of 全面撤回を求めて具体的な権利関係に基づく請求をするものであり、これは具体的・現実的かつ切実な請求である。

イ 処分性について

指定感染症政令の制定行為によって、請求第1項から第11項までの各訴えが対象としている一体的処分による法令の執行が不可分一体のものとして連続的にされたものであるから、これらの連続的な法令の執行は、上記政令制定行為と実質的に同視できるものである。また、指定感染症政令の取消行為は、同政令の制定行為による法令の執行の巻き戻しとしての原状回復行為であるから、上記と同様に、一体的処分による法令の執行と実質的に同視できる。仮に、上記政令制定行為及び取消行為その他一体的処分の一部又は全部が「行政庁の処分」に当たらないとしても、上記一体的処分は行訴法3条2項にいう「行政庁の(中略)その他公権力の行使に当たる行為」に該当する。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第1項から第4項までの各請求(予備的請求を含む)、第6項から第8項までの各請求、第10項及び第11項の各請求に係る各訴え(争点1から4まで、6から8まで、10)について

(1) 裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」について

裁判所法3条1項は、裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する旨定める。

裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られ(最高裁平成2年(行ツ)第192号同3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518頁参照)、これに該当しない訴えについては、その訴えについて裁判所に対して審理判断する権限を付与する法律がない限り、不適法である。

(2) 請求第1項に係る訴え(争点1)について

ア 原告らは、請求第1項に係る訴えにおいて、感染症法6条8項所定の指定感染症として、指定感染症政令1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分の取消しを求めるところ、新型コロナウイルス感染症の指定自体が同政令によってされたことを踏まえると、同政令の制定行為の取消し(主位的請求)又は同政

令の制定行為の無効確認(予備的請求)を求めるものと解される。

原告らは、精密化した遺伝子検査により調査する義務を解怠して同政令が制定され、新型コロナウイルス感染症が感染症法6条8項の指定感染症として定められたことによって、国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害され、政治活動、経済活動を含む全ての社会生活を著しく制約されるという重大な損害を被る旨主張するものの、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであるから、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということはできず、同政令が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。

イ 原告らは、請求第1項から第11項までの各訴えは、不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認等の一体的処分によって原告らが受ける不利益及び危険性の一切の排除を求めるものであり、法律上の争訟に該当するかどうかの判断に当たっても、上記不可分一体性を前提として判断すべきである旨主張する。しかしながら、原告らが請求第1項から第11項までにおいて対象とする指定感染症政令1条の制定行為、感染症法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として新型コロナウイルス感染症が規定されたこと、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として感染症対策が行われ得ること、本件各特例承認がされたこと、予防接種法9条の義務の存否、被告が本件各特例承認の申請者との間で締結した損失補償契約、PCR検査、本件各特例承認を受けたワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書及びPCR検査で陰性となった者に新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明する文書の発行交付、マスクの着用義務の存否並びに本件措置法施行令規定の制定の各行為等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からされている政策に基づくものであるという点では共通するものの、その主体、根拠、要件、効果等はいずれも異なるものであり、これらを法的に不可分一体のものとみることはいできないから、原告らの上記主張は前提を欠くものであって失当である。

ウ 以上のとおり、請求第1項に係る訴え(主位的請求・予備的請求)は、いずれも当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である。

三 控訴人らの主張

1 前記一3について

- (1) 前述のとおり、原判決は、前記一3において、控訴人らの主張として、

「原告らには、新型コロナウイルス感染症について、季節性のインフルエンザなどの5類感染症に指定変更されることなどにより平穏な生活を回復する権利、ワクチン接種・マスク着用の圧力から解放され、国民の分散状態を消滅させ、国民全体が新型コロナウイルス感染症以前の生活環境、経済環境、文化芸術環境等の正常さを取り戻すことを希求する権利、被告の新型コロナウイルスに関する全ての政策を廃止させて原状回復を求める妨害排除請求及び妨害予防請求等の権利があり、このような原告ら国民の権利を否定している被告とは、熾烈で深刻な対立状態にあり、正に静かな内乱とでもいふべき争訟状態にあるのであって、これこそが公法上の法律関係における「法律上の争訟」である。高齢者である原告らとしては、被告から際限なくワクチン接種を優先的に奨励される対象とされ、その不安と危険から逃れることができない状況に今後も追い込まれていくのであって、優先接種対象者である原告らと、それを積極的に推奨する被告との関係は、ワクチン接種を巡る公法上の法律関係に該当する。」

との主張を摘示したものの、これに対する判断は全くなされておらず点において理由不備の違法がある。

- (2) 控訴人らは、1類以上相当の「新型コロナウイルス感染症」と呼称されてある感染症と、5類の「季節性のインフルエンザなどの感染症」とに峻別される根拠がないことを原審において主張してきたのであって、この区別に科学的根拠と合理性がないとしてきたのである。この非科学性と不合理さが、控訴人らの権利主張の根拠となるのであって、これの判断を回避すれば、訴訟要件の具備について判断したことはないのである。
- (3) ところで、原判決が判断を回避した武漢ウイルス感染症と季節性インフルエンザ感染症とを区別して、その取り扱いを峻別することの非科学性、非不合理性については、既に証明されておるのである。
- (4) すなわち、公立大学法人奈良県立医科大学（奈良県橿原市、理事長・学長：細井裕司）の公衆衛生学講座准教授の野田龍也らが行った研究論文「新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザの年齢別年間死亡者数について」が令和4年8月4日に発表されたが、

<https://www.naramed-u.ac.jp/university/kenkyu-sangakukan/oshirase/r4nendo/covid19-seasonalinfluenza.html>

それによると、結論において、

「インフルエンザと比べたCOVID-19の年間死亡者数は69歳以下では大きいものではありませんでした。つまり、69歳以下においては、オミクロン株流

行期のCOVID-19の年間死亡者数が、COVID-19流行前のインフルエンザの年間死亡者数と比べて多かったとは想定し難いと考えられます。この結果は、高齢者に優先づけた感染対策が重要となることを示唆します。」

といふことであつて、武漢ウイルスは「ただの風邪」だつたのであり、ワクチン接種及びマスク着用を積極的に奨励してきた政府の保健衛生政策は根本的な誤りを犯したものであつて、いまもなほ、これをさらに推進させやうとするワクチン利権に翻弄され続けてゐるのである。

2 前記二(1)について

- (1) 原判決は、「裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られ(最高裁平成2年(行ツ)第192号同3年4月19日第二小法廷判決・民集45巻4号518頁参照)、これに該当しない訴えについては、その訴えについて裁判所に対して審理判断する権限を付与する法律がない限り、不適法である。」と説示した。
- (2) しかし、原判決は、控訴人らの原審における令和4年1月7日付け準備書面(5)の第二の一2(1)イ(法律上の争訟(争訟性)について)で詳細に主張した点を全く摘示せず判断も回避した違法がある。
- (3) すなはち、控訴人らは、原審において、前掲平成3年4月19日判決に関して、次のとおり主張してゐた。

「① 裁判所法第3条第1項(裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。)の前段(日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判する権限)は第1類型、第2類型及び第3類型のすべてに関するものであり、後段(その他法律において特に定める権限)は第3類型のみに関するものである。つまり、第3類型は、法律上の争訟であるか否かを問はず、法律によつて特に定められた権限に関するものであつて、非訟事件はこれに属することになる。そして、被告が準備書面(1)で指摘する最高裁平成3年4月19日第二小法廷判決は、この第3類型に含まれる判例⑰である。

② このやうに、第1類型及び第2類型は、いずれも司法消極主義によるものであり、第3類型は司法積極主義を模索してゐるものである。被告は、この第3類型に含まれる判例⑰の解釈から本件訴訟を分析しやうとするのであるが、この判例⑰の事案の構造についての被告の判断には重大な誤りがある。

③ まづ、判例⑰の説示が、「本件各訴えは、地方裁判所及び家庭裁判所支

部設置規則及び家庭裁判所出張所設置規則の一部を改正する規則（平成元年最高裁判所規則第五号。以下「本件改正規則」という。）のうち、福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部を廃止する部分について、これが憲法三二条、一四条一項、前文に違反するとし、また、本件改正規則の制定には同法七十七条一項所定の規則制定権の濫用の違法がある等として、上告人らが廃止に係る福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部の管轄区域内に居住する国民としての立場でその取消しを求めるといふものであり、上告人らが、本件各訴えにおいて、裁判所に対し、右の立場以上に進んで上告人らにかかわる具体的な紛争についてその審判を求めるといふものでないことは、その主張自体から明らかである。そうすると、本件各訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に最高裁判所規則が憲法に適合するかどうかの判断を求めるものに帰し、裁判所法三条一項にいう「法律上の争訟」に当たらないというほかはない。」とした点は是認できる。

- ④ しかし、その前提事実として、「福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部」を管轄として申立ができるのは、その「管轄区域内に居住する国民」だけではなく、管轄区域内に居住する国民のみの固有の権利が侵害されたのではないといふことである。

しかも、上告人らが、具体的に「福岡地方裁判所及び福岡家庭裁判所の各甘木支部」に何らかの申立をしようとしたが、支部の廃止によつて同支部への申立ができなくなつたといふ具体的な事実があつたのではない。そのやうな事実があれば、廃止に伴ふ申立権の妨害等による被害が発生するが、そのやうな事実はなかつたといふことである。

- ⑤ つまり、民衆訴訟類型として、何ら直接的な利害関係のない上告人が抽象的に最高裁判所規則が憲法に適合するかどうかの判断を求める訴訟であつて、このやうな民衆訴訟（第3類型）が法律制度として認められてゐない上に、それが「法律上の争訟」ではないとされるのは、この当時の法制度においては当然である。」

- (4) つまり、この事案は、法律によつて特に定められてゐない民衆訴訟であるにもかかわらず、あへて民衆訴訟として提起したものであるから、裁判所法第3条第1項（裁判所は、日本国憲法に特別の定めのある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。）のうち、「その他法律において特に定める権限」のない民衆訴訟であるとして排除されたのであつて、本件は、この判例の守備範囲にない異質のものであるから、この判例を根拠として本件訴訟を排斥しうることにはできないのである。

3 前記二(2)アについて

- (1) 原判決は、「原告らは、精密化した遺伝子検査により調査する義務を解怠して同政令が制定され、新型コロナウイルス感染症が感染症法6条8項の指定感染症として定められたことによって、国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害され、政治活動、経済活動を含む全ての社会生活を著しく制約されるという重大な損害を被る旨主張するものの、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであるから、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということはできず、同政令が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。」と説示した。
- (2) しかし、「国民全体の権利侵害や不利益をいうものであるから、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということはできず」との点は、その他の争点においても、繰り返される成句であり、各争点に共通することであるが、この「国民全体の権利侵害や不利益」といふのは、国民である控訴人らの権利侵害と不利益と同一の侵害と不利益を被つてゐることいふことであつて、このことは前記第五で述べたとほりである。特に、これは、部分集合と全体集合の論理的意味を全く理解できないものであつて、判決の名に値しない法匪の作文に過ぎないと言へる。

4 前記二(2)イについて

- (1) 原判決は、「原告らが請求第1項から第11項までにおいて対象とする指定感染症政令1条の制定行為、感染症法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として新型コロナウイルス感染症が規定されたこと、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として感染症対策が行われ得ること、本件各特例承認がされたこと、予防接種法9条の義務の存否、被告が本件各特例承認の申請者との間で締結した損失補償契約、PCR検査、本件各特例承認を受けたワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書及びPCR検査で陰性となった者に新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明する文書の発行交付、マスクの着用義務の存否並びに本件措置法施行令規定の制定の各行為等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からされている政策に基づくものであるという点では共通するものの、その主体、根拠、要件、効果等はいずれも異なるものであり、これらを法的に不可分一体のものとみることができないから、原告らの上記主張は前提を欠くものであつて失当である。」と説示した。
- (2) しかし、「新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からされている政策に基づくものであるという点では共通するものの、その主体、根拠、要件、効果等はいずれも異なるものであり、これらを法的に不可分一体のものとみることができな

い」とする点は、行政の統一性を完全に否定する判断であつて、事実誤認も甚だしいものがある。

- (3) 「主体、根拠、要件、効果等」は、権限の分掌によつて相違はあるが、それらは厚生労働省を所管として内閣が法的に不可分一体となつてパンデミックに対応したのであつて、事実誤認及び理由不備の違法がある。

第二 争点1-2について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点1-2(請求第1項(予備的請求)の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第1項(予備的請求)は、実質的当事者訴訟としての確認請求である。

無効確認の対象である令和2年政令第11号は限定的に存続しているのであるから、確認の利益は消滅していない。仮に、同政令が廃止されているとしても、限定的にその効力が存続している過去の政令については、無効確認を求めることが現に存する法律上の紛争の直接かつ抜本的な解決のために適切かつ必要な場合であるから、確認の利益は認められる。また、過去の法律関係が有効であるとすれば、それから生ずべき現在の法律関係が存在しないことの確認を求めることによって紛争解決機能が果たされる場合は確認の利益が認められる。

2 「被告の主張」

指定感染症政令の制定行為を取り消すことの義務付けの訴えとするのではなく、同政令が無効であることの確認の訴えとして構成したとしても、裁判所に対し、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めらるものでないことには変わりはなく、結局、請求第1項(予備的請求)に係る訴えは、抽象的に指定感染症政令が違法かどうかの判断を求めることに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない。

そして、上記のような「法律上の争訟」に当たらない客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第1項(予備的請求)に係る訴えは不適法である。

この点を措くとしても、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものに対する訴えとして不適法であるところ、上記訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般

的抽象的に指定感染症政令の違法無効の確認を求めるものであるから、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第1項から第4項までの各請求(予備的請求を含む)、第6項から第8項までの各請求、第10項及び第11項の各請求に係る各訴え(争点1から4まで、6から8まで、10)について

(1) 裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」について

裁判所法3条1項は、裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する旨定める。

裁判所法3条1項所定の「法律上の争訟」として裁判所の審判の対象となるのは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に限られ(最高裁平成2年(行ツ)第192号同3年4月19日第二少法廷判決・民集45巻4号518頁参照)、これに該当しない訴えについては、その訴えについて裁判所に対して審理判断する権限を付与する法律がない限り、不適法である。

(2) 請求第1項に係る訴え(争点1)について

ア 原告らは、請求第1項に係る訴えにおいて、感染症法6条8項所定の指定感染症として、指定感染症政令1条により新型コロナウイルス感染症と指定した処分の取消しを求めるところ、新型コロナウイルス感染症の指定自体が同政令によってされたことを踏まえると、同政令の制定行為の取消し(主位的請求)又は同政令の制定行為の無効確認(予備的請求)を求めるものと解される。

原告らは、精密化した遺伝子検査により調査する義務を解怠して同政令が制定され、新型コロナウイルス感染症が感染症法6条8項の指定感染症として定められたことによって、国民が健康を守り生活活動を維持するための基本的人権を侵害され、政治活動、経済活動を含む全ての社会生活を著しく制約されるという重大な損害を被る旨主張するものの、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであるから、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということとはできず、同政令が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。

イ 原告らは、請求第1項から第11項までの各訴えは、不可分一体的な総合政策としての法令の制定、感染症対策の推進、特例承認等の一体的処分によって原告らが受ける不利益及び危険性の一切の排除を求めるものであり、法律上の争訟に該当するかどうかの判断に当たっても、上記不可分一体性を前提として判断すべきで

ある旨主張する。しかしながら、原告らが請求第1項から第11項までにおいて対象とする指定感染症政令1条の制定行為、感染症法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として新型コロナウイルス感染症が規定されたこと、新型コロナウイルス感染症を新型インフルエンザ等感染症として感染症対策が行われ得ること、本件各特例承認がされたこと、予防接種法9条の義務の存否、被告が本件各特例承認の申請者との間で締結した損失補償契約、PCR検査、本件各特例承認を受けたワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書及びPCR検査で陰性となった者に新型コロナウイルス感染症に感染していないことを証明する文書の発行交付、マスクの着用義務の存否並びに本件措置法施行令規定の制定の各行為等は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点からされている政策に基づくものであるという点では共通するものの、その主体、根拠、要件、効果等はいずれも異なるものであり、これらを法的に不可分一体のものとするはできないから、原告らの上記主張は前提を欠くものであって失当である。

ウ 以上のおり、請求第1項に係る訴え(主位的請求・予備的請求)は、いずれも当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、いずれも不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 ここでの原判決の説示は、前記第二の二と同じである。
- 2 従つて、これに対する控訴人らの主張も前記第二の三と同じである。

第三 争点2-1について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点2-1(請求第2項(主位的請求)の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第2項(主位的請求)は、いわゆる非申請型義務付け訴訟としての請求である。

厚生労働大臣は、感染症法44条の2第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症を、同法6条7項の「新型インフルエンザ等感染症」に含まれる同項3号の「新型コロナウイルス感染症」として指定したものであり、この指定は行政処分に該当する。

原告らを含む全ての国民は、上記行政処分取消処分がされない限り、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約されるという重大な損害を被るおそれがある。また、原告らは、その損害を避けるために、感染症指定処分の取消処分がなされる以外に、損害を回避できる他に適当な方法がない。

法律上の争訟及び処分性については、争点1-1の「原告らの反論―「法律上の争訟」該当性及び処分性該当性について」に係る主張と同様である。

2 「被告の主張」

請求第2項(主位的請求)に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第2項(主位的請求)に係る訴えは、原告らが国民としての立場で原告ら主張の指定行為の取消しの義務付けを求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に原告ら主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第2項に係る訴えは、不適法である。

イ 請求第2項(主位的請求)に係る訴えは、法律上存在しない行政行為の取消しを求めるものであること

原告ら主張に係る感染症法44条の2第1項の規定に基づいて新型コロナウイルス感染症を同法所定の感染症と指定する行為は、同法に規定されたものではなく、そもそも法律上存在しないものである。同法44条の2第1項は、厚生労働大臣が新型コロナウイルスについて情報の公表等を行う旨を定めた規定にすぎず、厚生労働大臣に、原告ら主張に係る新型コロナウイルス感染症を同法6条7項3号の「新型インフルエンザ等感染症」の定義に含まれる「新型コロナウイルス感染症」と指定する権限を付与したものでない。このように、法律上存在しない行政行為を取り消すことは、直接国民の権利義務を形成し又はその範囲を確定することが法律上認められているのではなく、処分性はない。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第2項に係る訴え(争点2)について

原告らは、請求第2項に係る訴えとして、主位的にいわゆる非申請型義務付けの訴えとして感染症法6条7項3号の新型コロナウイルス感染症と指定した処分の取消し

(主位的請求)を、予備的に実質的当事者訴訟として同指定処分の取消しを求める直接的な給付請求権に基づく処分の取消し(予備的請求1)及び同号の指定が無効であることの確認(予備的請求2)を求める旨主張する。

ア 主位的請求・予備的請求1(争点2-1、2-2)について

原告らは、厚生労働大臣が感染症法44条の2第1項の規定に基づき、同法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として、同項3号において新型コロナウイルス感染症を指定したと主張するが、同法44条の2第1項は、新型インフルエンザ等感染症が発生したと認めた場合の情報の公表に係る規定であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部塗改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和3年政令第25号)により、新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を適切な方法により逐次公表しなければならないことを定めていると読み替えられるから、感染症法6条7項3号の指定の根拠となるものではない。したがって、原告らの上記主張を前提とすると、同法44条の2第1項に基づく新型コロナウイルス感染症の指定ということは観念できず、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争自体が存在しないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しない。

仮に原告らの上記主張が、感染症法44条の2第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の指定ではなく、同法6条7項3号の制定行為自体を処分として取り消す(主位的請求)、同行為の取消しという給付を求める趣旨である(予備的請求1)としても、原告らは、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約される旨主張するところ、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであり、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということとはできず、上記制定行為が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。

以上のとおり、上記各訴えは、いずれにせよ当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえず、いずれも裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記各訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与した法律もないから、いずれも不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、「原告らは、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約される旨主張するところ、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであり、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争に

ついてその審判を求めるものということとはできず、上記制定行為が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。」と説示する。

2 しかし、これについては、前記第一の三2 (2) で述べたとほりであつて、原判決の判断は失当である。

第四 争点2-2について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点2-2(請求第2項(予備的請求1)の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第2項(主位的請求)が認められないとしても、原告らは、上記指定が違法無効なものであるとして、その指定処分の取消しを求める直接的な給付請求権を有しているから、予備的に実質的当事者訴訟として、同請求権に基づいて請求する(請求第2項・予備的請求1)。

2 「被告の主張」

請求第2項(予備的請求1)に係る訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に原告ら主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、上記訴えは不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第2項に係る訴え(争点2)について

原告らは、請求第2項に係る訴えとして、主位的にいわゆる非申請型義務付けの訴えとして感染症法6条7項3号の新型コロナウイルス感染症と指定した処分の取消し(主位的請求)を、予備的に実質的当事者訴訟として同指定処分の取消しを求める直接的な給付請求権に基づく処分の取消し(予備的請求1)及び同号の指定が無効であることの確認(予備的請求2)を求める旨主張する。

ア 主位的請求・予備的請求1(争点2-1、2-2)について

原告らは、厚生労働大臣が感染症法44条の2第1項の規定に基づき、同法6条7項の新型インフルエンザ等感染症として、同項3号において新型コロナウイルス感染症を指定したと主張するが、同法44条の2第1項は、新型インフルエンザ等感染症

が発生したと認めた場合の情報の公表に係る規定であり、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令(令和3年政令第25号)により、新型コロナウイルス感染症の発生の予防又はそのまん延の防止に必要な情報を適切な方法により逐次公表しなければならないことを定めていると読み替えられるから、感染症法6条7項3号の指定の根拠となるものではない。したがって、原告らの上記主張を前提とすると、同法44条の2第1項に基づく新型コロナウイルス感染症の指定ということは観念できず、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争自体が存在しないから、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しない。

仮に原告らの上記主張が、感染症法44条の2第1項の規定に基づく新型コロナウイルス感染症の指定ではなく同法6条7項3号の制定行為自体を処分として取り消す(主位的請求)、同行為の取消しという給付を求める趣旨である(予備的請求1)としても、原告らは、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約される旨主張するところ、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであり、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということとはできず、上記制定行為が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。

以上のとおり、上記各訴えは、いずれにせよ当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争であるとはいえず、いずれも裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記各訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与した法律もないから、いずれも不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、「原告らは、新型コロナウイルスに感染した場合は、その医療措置を強制され、政治活動、社会活動、経済活動を含む全ての社会生活活動を著しく制約される旨主張するところ、これらはいずれも国民全体の権利侵害や不利益をいうものであり、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものということとはできず、上記制定行為が違法か否かの判断を求めるものにすぎない。」と説示する。
- 2 しかし、これについては、前記第一の三2(2)で述べたとほりであつて、原判決の判断は失当である。

第五 争点2-3について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点2—3(請求第2項(予備的請求2)の訴訟要件該当性等)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第2項につき、予備的に、感染症法6条7項3号に係る指定が無効であることの確認を求める請求を追加する(請求第2項・予備的請求2)。

2 「被告の主張」

請求第2項(予備的請求2)に係る訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に原告ら主張の指定行為が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に当たらない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。

この点を措くとしても、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものとはいえない訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものに対する訴えとして不適法であるところ、上記訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に指定行為の違法無効の確認を求めるものであるから、行訴法4条後段にいう「公法上の法律関係に関する確認の訴え」の対象となるべき適格を欠き、不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

予備的請求2(争点2-3)について

原告らは、請求第2項につき、予備的に実質的当事者訴訟としての確認請求を求めるものであるが、同請求に係る訴えは、アで判示したところに照らし、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえず、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないものであり、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決の説示は、争点2における判断と共通したものである。
- 2 法律上の争訟についての原判決の解釈の誤謬についても、これまで主張してきた

とほりである。

第六 争点3について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点3(請求第3項の訴訟要件該当性等)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第3項は、原告らを含む全国民が被告の行う「新型インフルエンザ等感染症」の指定に基づく感染症対策によって、健康と生活等に対する被害を受けないために必要な実質的当事者訴訟としての給付請求である。

2 「被告の主張」

請求第3項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第3項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、被告が新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を行わないよう求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症に係る国の感染症対策が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第3項に係る訴えは、不適法である。

イ 請求の特定を欠くこと

民事訴訟の給付の訴えの不作为請求では、それが特定の作為の禁止を求める場合であれば、その禁止されるべき行為を、間接強制(民事執行法172条)によって執行し得る程度、あるいはその違反の結果を代替執行に、より除去し若しくは将来のための適当な処分を命ずる前提として(民事執行法171条1項)、その不作为義務違反の有無を執行機関が確実に判断し得る程度に、具体的に記載すべきであり、このことは実質的当事者訴訟においても同様である。

感染症法が規定する感染症対策については、その主体(国、地方公共団体、国民・医師等・獣医師等)や行為(感染症に関する正しい知識の普及、感染症に関する情報の収集、整理、分析及び提供、感染症に関する研究の推進、病原体等の検査能力の向上、感染症の予防に係る人材の養成及び資質の向上、社会福祉等の関連施策との有機的な連携に配慮しつつ感染症の患者が良質かつ適切な医療を受けられ

るように必要な措置を講じること)等が極めて広範かつ多岐にわたるものであるにもかかわらず、原告らは、請求第3項に係る訴えにおいて、不作為請求の対象となる感染症対策を何ら特定していないから、同訴えは不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第3項に係る訴え(争点3)について

請求第3項に係る訴えは、被告に対して新型コロナウイルス感染症に係る感染症対策を行ってはならないとして、同対策の実行の禁止を求めるものであり、原告らは、同対策によって健康と生活等に対する被害を受けないための請求である旨主張するところ、上記感染症対策自体がいずれも国民全体を対象として実施されており、原告らがいう被害も結局は国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、ここにおいても、「原告らがいう被害も結局は国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」といふ常套文句を繰り返してある。
- 2 これについては、繰り返し述べるとほり前記第一の三2(2)のとほりであつて、本件訴訟を民衆訴訟とすり替へて判断してあるに過ぎないのである。
- 3 また、原判決は判断を回避したが、被控訴人が「感染症対策を何ら特定していない」とする点については、もし、厚生労働省の所管する感染症対策といふ概括的な指摘では特定できてゐないとするのであれば、その特定は厚生労働省自らが行はなければならないのである。それは、第4判例による主張立証責任の転換によるものである。

第七 争点4について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点4(請求第4項の訴訟要件該当性等)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第4項は、原告らを含む全国民が被告から新型コロナウイルスワクチンの接種を実質的に強要する被告の感染症対策によって、健康と生活等に対する被害を受けないために必要な実質的当事者訴訟として、薬機法14条の3に基づいて行われた請求第4項記載の各特例承認(以下「本件各特例承認」という。)の取消しを求める給付請求である。

2 「被告の主張」

請求第4項に係る訴えは、以下のとおり不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第4項に係る訴えは、薬機法14条の3に基づいて行われた請求第4項記載の本件各特例承認につき、原告らが国民としての立場で同法75条の3に基づく承認の取消しをするよう求めるといふものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に本件各特例承認が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第4項に係る訴えは不適法である。

イ 取消訴訟の排他的管轄の原則に抵触すること

薬機法14条の3に基づく厚生労働大臣の特例承認は、行訴法3条2項にいう「行政庁の処分」に該当するところ、このような行政処分の法効果を否定するには、原則として、取消訴訟によらなければならない(取消訴訟の排他的管轄)、取消訴訟以外では、裁判所といえども行政処分の法効果を否定することはできない(行政処分の公定力)。したがって、本件各特例承認の取消しは取消訴訟でしか求めることはできないから、実質的当事者訴訟として本件各特例承認の取消しを求める請求第4項に係る訴えは、取消訴訟の排他的管轄の原則に抵触するものであり、不適法である。

3 「原告らの反論—取消訴訟の排他的管轄の主張について」

被告の主張する排他的管轄の原則には法的根拠が存在せず、失当である。

被告は、取消訴訟を原告らが提起し得たと主張しているところ、これにより、原告らに行訴法9条2項の原告適格があることを認めたことになり、請求第4項に係る訴えについても原告適格があることを自白したことになる。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第4項に係る訴え(争点4)について

原告らは、請求第4項に係る訴えにつき、原告らを含む全国民が被告からワクチンの接種を実質的に強要されることにより、健康と生活等に対する被害を受けないために必要な給付請求として、本件各特例承認の取消しを求める旨主張する。しかし、原告らの主張自体、原告らを含む全国民がワクチン接種による健康と生活等に対する被害を受けないためというものであり、原告らという被害も結局のところ国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、ここにおいても、「原告らという被害も結局は国民全体の権利侵害や不利益をいうものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」といふ、これまでと全く同じ常套文句を繰り返してある。
- 2 これについても、繰り返し述べるとほり前記第一の三2(2)のとおりであつて、本件訴訟を民衆訴訟とすり替へて判断してゐるに過ぎないのである。

第八 争点5について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点5(請求第5項の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第5項は、原告らを含む全国民が、被告から新型コロナウイルスワクチンの接種を実質的に強制されることによって健康等の被害を受けないために、実質的に接種義務があるとして被告が奨励する運用違法を拒絶するために、実質的当事者訴訟として予防接種法9条1項及び2項の義務がないことの確認を求めるものである。

2 「被告の主張」

請求第5項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第5項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、予防接種法9条1項及び2項に基づく新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の接種義務がないことの確認を求めるものであることに加え、原告ら自身が、予防接種法9条1項及び2項が努力義務を定めた規定にとどまることを自認していることを併せ考慮すると、原告らが、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症に係る国の感染症対策が違法(又は妥当)かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。

そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第5項に係る訴えは、不適法である。

イ 確認の利益を欠くこと

民事訴訟の確認の訴えにおいては、訴訟要件として、確認の利益、すなわち、確認対象の選択の適格性、解決すべき紛争の成熟性及び方法選択の適切性を具備する必要がある。特に、本件のように将来の不利益を予防することを目的とする公法上の法律関係に関する確認の訴えにおける確認の利益に関しては、個々の事案の性質や諸事情に即した個別具体的な判断を行う必要がある。

予防接種法9条1項及び2項は、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定であり、これらの規定により直接の法的義務、法的効果が発生することはなく、予防接種の対象者がこれに従わなかったとしても、何ら法的不利益が課されるものではないから、原告らの権利又は法律上の地位に不安、危険が存在するとはいえず、予防接種法9条1項及び2項に基づく予防接種義務の存否を確定することを求める確認の訴えが、当事者の権利又は法律上の地位の不安、危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえない。

したがって、請求第5項に係る訴えは、確認の利益を欠き不適法である。

3 「原告らの反論—確認の利益について」

安全性、有効性についての科学的な説明とそれに対する批判とを両論併記して国民の判断に委ねることをせず、専ら安全性と有効性があるとして一方的に喧伝し、それに協力し同調する者を総動員して、非接種者に対する同調圧力を煽り立てることにより、被告は、実質的に接種強制を行っているのである。したがって、予防接種義務の存否を確定することを求める確認の訴えは、当事者の権利又は法律上の地位の不安危険を除去するために有効かつ適切な手段であることはもとより、この確認の訴え以外の手段が選択できないほど、現行の訴訟制度は制限されているのである。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第5項の請求に係る訴え(争点5)及び請求第9項の請求に係る各訴え(争点9)について

(1) 確認の利益について

確認の訴えは、原告らの権利又は法律上の地位に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために原告と被告との間の法律関係の存否について既判力をもって確定するものであるところ、確認の対象となる法律関係は論理的には無限定に存在し得るから、訴訟制度が具体的事件の紛争の解決を目的とすることに照らし、いかなる内容の確認の訴えであっても許容されることにはならず、確認の利益があること、すなわち、判決の既判力をもって法律関係の存否を確定することが、原告らの権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切であることが必要である。

(2) 請求第5項に係る訴え(争点5)について

原告らは、被告が、予防接種法9条1項及び2項を根拠に、実質的に新型コロナウイルスのワクチンの接種義務があるとして接種を奨励することを予防するためとして、同条1項及び2項の義務がないことの確認を求める。

しかしながら、予防接種法9条1項及び2項は、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定にすぎず、直接の法的義務、法的効果を発生させるものではなく、仮にこれらの規定に従わなかったとしても法的不利益が課されるものではないから、原告らの権利又は法律関係に現実的な不利益又は危険が存在するとはいえない。

したがって、請求第5項に係る訴えは、原告らの権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものであって、不適法である。

三 控訴人らの主張

1(1) 原判決は、「予防接種法9条1項及び2項は、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定にすぎず、直接の法的義務、法的効果を発生させるものではなく、仮にこれらの規定に従わなかったとしても法的不利益が課されるものではないから、原告らの権利又は法律関係に現実的な不利益又は危険が存在するとはいえない。」とするが、予防接種法9条1項及び2項の努力義務を「訓示規定」とする点について、その根拠を示してゐない。

(2) これについては、前記第五の三で述べたとおりであるが、訓示規定の意味内容

にも誤解があり、しかも、訓示規定であることの根拠を示さない点において理由不備の違法がある。

- (3) また、訓示規定の意味について、原判決が「予防接種法9条1項及び2項は、予防接種を受ける努力義務を定めた訓示規定にすぎず、直接の法的義務、法的効果を発生させるものではない」として、「努力義務」を法律上の義務ではないとした点は、明らかに法令の解釈適用を誤つたものである。

- 2(1) 予防接種法では、インフルエンザは、B類疾病（同法第2条第3項第1号）であり、そのワクチン接種については第9条の努力義務を負はないことから、厚生労働省は、「インフルエンザ予防接種実施要綱」

<https://www.mhlw.go.jp/topics/bcg/tp1107-1d.html>

の「対象者に対する周知」において、

「インフルエンザの予防接種を行う際は、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定による公告を行い、同令第6条の規定によりインフルエンザの予防接種の対象者に対して、インフルエンザの予防接種は、接種を受ける法律上の義務は無く、かつ、自らの意思で接種を希望する者のみに接種を行うものであることをあらかじめ明示した上、インフルエンザの予防接種を受ける期日又は期間及び場所、インフルエンザの予防接種を受けるに当たって注意すべき事項、インフルエンザの予防接種を受けることが適当でない者、接種に協力する医師その他必要な事項が十分周知されるよう、公報、個別通知その他の適当な措置をとること。その際、予防接種法の趣旨を踏まえ、積極的な接種勧奨にわたることのないよう留意すること。インフルエンザの予防接種の対象者に対する周知を行う際は、費用等も併せて周知すること。」

としてゐる。

- (2) つまり、インフルエンザは、B類疾病であり、そのワクチン接種については、予防接種法第9条の「努力義務」が課せられてゐないため、厚生労働省は、「接種を受ける法律上の義務は無く」としてゐるのであつて、同法第9条の努力義務が法律上の義務であること認めてゐるのである。

- 3 また、そもそも、訓示規定といふ通常の意味は、専ら裁判所または行政庁に対する命令を意味するのであるが、予防接種法第9条の努力義務は、「予防接種の対象者」に課せられた義務であることから、これを訓示規定とすること自体が意味不明であるものの、努力義務なるものが控訴人らを含む予防接種対象者の義務性まで否定されることはないのであるから、義務の不存在を確認する利益は存在するのであつて、原判決には理由齟齬の違法がある。

第九 争点6について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点6(請求第6項の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

国民が被告から新型コロナウイルスワクチンの接種を実質的に強制されて接種し、それによって生命、身体、健康等に対する被害を受けたことを理由に、被告及び本件各特例承認を受けた各申請者等に対して損害賠償請求の訴訟等によって請求する場合、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律(令和2年法律第75号)に基づいて被告と各申請者との間で締結した損失補償契約の存在により、その訴訟追行を否定ないしは制限され、主張立証活動に支障を来すものである。したがって、これにより裁判を受ける権利(憲法32条)等を侵害されることになるため、妨害予防請求に基づき、実質的当事者訴訟として上記損失補償契約の無効確認を求める。

2 「被告の主張」

請求第6項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第6項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、妨害予防請求として、被告が本件各特例承認を受けた各申請者等との間で予防接種法に基づいて締結することができることとされている損失補償契約の無効の確認を求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に被告が本件各特例承認を受けた各申請者との間で予防接種法に基づいて締結することができることとされている損失補償契約が有効かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第6項に係る訴えは、不適法である。

イ 確認の訴えの対象となるべき適格又は確認の利益を欠くこと

請求第6項に係る訴えは、被告と本件各特例承認を受けた各申請者等との間で予防接種法に基づいて締結することができることとされている損失補償契約が無効であることの確認を求めるものであり、原告らと被告との間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否について確認を求めるものではないから、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものである。

また、上記損失補償契約の有効性が、原告らの具体的な権利ないし法的利益の存否に影響を及ぼすものではないことからすると、上記訴えは、原告らの権利又

は法律上の地位の不安、危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠くものである。

したがって、請求第6項に係る訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くか、又は、確認の利益を欠くものであって、不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第6項に係る訴え(争点6)について

原告らは、本件各特例承認の申請者と被告との間で、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律に基づいて締結した損失補償契約が無効であることの確認を求め、同損失補償契約の存在により、損害賠償請求訴訟の訴訟追行を否定ないしは制限され、主張立証活動に支障を来し、これによって裁判を受ける権利(憲法32条)等を侵害されるため、妨害予防請求をする旨主張する。

原告らの上記主張は、上記損失補償契約により、国民一般の裁判を受ける権利等が侵害されるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、「原告らの上記主張は、上記損失補償契約により、国民一般の裁判を受ける権利等が侵害されるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」とするが、損失補償契約による補償財源は、究極的には国民の税金であり、納税者である控訴人らの立場からして、この契約には利害関係を有するものである。
- 2 また、ワクチンといふ毒物による薬害を引き起こす原因を提供する特例承認申請者らが利得を得る反面、その被害者にはワクチン禍被害の補償が制度的になされておらず、偏頗性からして、これは極端で不合理な差別であるから、妨害予防請求権として、当事者訴訟の請求が認められるべきである。

第十 争点7について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点7(請求第7項の訴訟要件該当性等)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第7項は、原告らを含む全国民が被告の実施するPCR検査の結果によって社会生活等を制約されることを拒絶するために、その結果を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定する目的で、医療機関等の実施機関において使用させてはならないとするものであり、実質的当事者訴訟としての給付請求である。

2 「被告の主張」

請求第7項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第7項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、PCR検査を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で使用しないことを求めるといふものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症の病原体への感染の有無を判断するためのPCR検査が違法(又は妥当)かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。そして、上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第7項に係る訴えは、不適法である。

イ 請求の特定を欠くこと

不作為請求では、それが特定の作為の禁止を求める場合であれば、その禁止されるべき行為を、間接強制によって執行し得る程度、あるいはその違反の結果を代替執行により除去若しくは将来のための逼当な処分を命ずる前提として、その不作為義務違反の有無を執行機関が確実に判断し得る程度に、具体的に記載する必要があり、実質的当事者訴訟においても同様であることは前記(6)イのとおりである。

そもそも、新型コロナウイルス感染症の病原体を検査するに当たっての検査方法については、各検査機関及び各医療従事者が判断するものであり、PCR検査を行うべきことを定めた法令はない。この点、厚生労働省は、日本感染症学会、日本臨床衛生検査技師会等各学会の専門家等の参画を得て「新型コロナウイルス(COVID-19)病原体検査の指針」を作成し、ホームページにおいて公表している。当該指針は、新型コロナウイルス感染症の検査に関して各種検査方法の意義や状況に応じて実施する検査についての考え方等を示し、これを医療従事者及び検査関係者と共有し、国内の新型コロナウイルス感染症検査が円滑に実施されることを目的としているところ、PCR検査以外の検査方法についても示し、状況に応じ適

切な検査方法を選択して実施することを記載している。また、当該指針は何らかの法的拘束力を生じさせるものではない。

このように、新型コロナウイルス感染症の病原体を検査するに当たっての検査方法については、各検査機関等において判断するものであるところ、原告らは、請求第7項に係る訴えにおいて、国のいかなる行為を不作为請求の対象としているのか特定しておらず、その内容が不明であって、請求を特定していないから、同訴えは不適法である。

3 「原告らの反論—請求の特定がされていることについて」

被告は、PCR検査を被告の所属機関のみならず、全国的規模において、被告の法令に基づいて民間の医療機関等の実施機関で実施を指示、指導及び推奨して実行させているものであるから、請求は特定されている。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第7項に係る訴え(争点7)について

請求第7項に係る訴えは、原告らを含む全国民が被告の実施するPCR検査の結果によって社会生活等を制約されることを拒絶するため、その結果を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させないことを求めるものであり、原告らの主張自体、全国民が社会生活等を制約されることを拒絶するためであるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

三 控訴人らの主張

1 原判決は、「原告らを含む全国民が被告の実施するPCR検査の結果によって社会生活等を制約されることを拒絶するため、その結果を新型コロナウイルスの感染病原体の有無を判定するための目的で、医療機関等の実施機関において使用させないことを求めるものであり、原告らの主張自体、全国民が社会生活等を制約されることを拒絶するためであるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」とする。

2 しかし、「全国民が社会生活等を制約されることを拒絶するため」といふのは、国民代表訴訟としての社会的意義があることを述べたのであって、それは、まさに

「原告らを含む」全国民であり、原告ら（控訴人ら）は全国民の中に含まれる「国民」に他ならないのである。

- 3 国民代表訴訟の社会的意義があるとしても、それが民衆訴訟、客観訴訟ではなく、あくまでも当事者訴訟なのであり、それが、「原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」なのである。

第十一 争点8について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点8(請求第8項の訴訟要件該当性等)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

請求第8項は、原告らを含む全国民がワクチン・パスポート及び陰性証明書が交付されるか否かによって、社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するため・上記ワクチン・パスポート等の発行交付の禁止を求める実質的当事者訴訟としての給付請求である。

2 「被告の主張」

請求第8項に係る訴えは、以下のとおり、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、不適法である。

請求第8項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、いわゆるワクチン・パスポートや陰性証明書の発行交付を行わないことを求めるというものであり、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的にいわゆるワクチン・パスポートや陰性証明書の発行交付が違法かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。

上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないものであるところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第8項に係る訴えは、不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第8項に係る訴え(争点8)について

原告らは、原告らを含む全国民が、本件各特例承認を受けたワクチンを接種した者に接種履歴を証明する文書及びPCR検査で陰性となった者に対して新型コロナウイルス

スに感染していないことを証明する文書が交付されるか否かによって、社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するためとして、上記各文書の発行交付をいずれも行わないことを求める旨主張するところ、原告らの主張自体、全国民が社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するためであるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

したがって、上記訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法なものである。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、「原告らの主張自体、全国民が社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶するためであるというものであって、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。」とする。
- 2 しかし、控訴人らは、全国民といふ全部集合に含まれる国民なのであって、同調圧力と偏見、迫害に晒されてあることから、「社会生活上の差別と制約を受けることを拒絶する」のは当然のことである。
- 3 それは、まさに、「原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争」そのものなのである。

第十二 争点9について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点9(請求第9項の訴訟要件の具備)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

我が国の法令においては、マスクの着用義務がないにもかかわらず、違法無効な特措法施行令5条の5第7号及び12条7号の各規定により入場の禁止という強制がされる危険がある。上記各規定の存在によって、入場しようとする者に対し、間接強制として機能し、入場したくても入場できないという心理的圧迫を与え、マスク着用を強制していることになる。そして、現在の各種学校等は、発熱等の症状がある者やマスクをしない児童、生徒及び学生らの登校や教室への入室を拒絶する例が多数に生じており、教育を受ける権利(憲法26条)、両親の教育権を侵害している。した

がって、原告らには、今後起こり得る入場の機会に際して、入場を阻まれることが想定される事態に対する妨害予防請求として、マスクの着用義務の不存在確認を求める訴えの利益があるから、実質的当事者訴訟としてマスクの着用義務がないことの確認を求める。

2 「被告の主張」

請求第9項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第9項に係る訴えは、原告らが国民としての立場で、今後起こり得る入場の機会に際して、入場を阻まれることが想定される事態に対する妨害予防請求としてマスク着用義務の不存在の確認を求めているものであることを考慮すれば、原告らは、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記訴えは、結局、裁判所に対して抽象的に新型コロナウイルス感染症対策としてマスク着用の協力を求めることが妥当かどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。

また、我が国の法令において、マスクの着用義務を定めた規定は存在せず、原告らが指摘する特措法施行令5条の5第7号及び12条7号の各規定が、当事者間の具体的な権利関係ないし法律関係に変動を与えることはないのであるから、当事者間でマスク着用に係る権利義務ないし法律関係について紛争が生じる余地はない。

上記訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記訴えを許容する法律の定めはない。したがって、請求第9項に係る訴えは、不適法である。

イ 確認の訴えの対象となるべき適格又は確認の利益を欠くこと

原告らの主張を前提としても、マスクの着用・不着用をめぐることは、心理的圧迫といった事実上の効果が生じ得るにすぎないのであるから、請求第9項に係る訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否について確認を求めるものではなく、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものである。

また、我が国の法令において、マスクの着用義務を定めた規定は存在せず、原告らが指摘する特措法施行令5条の5第7号及び12条7号の各規定が、当事者間の具体的な権利関係ないし法律関係に変動を与えることはなく、原告らの権利又は法律上の地位に不安、危険が存在するとはいえないから、原告らが確認を求める権利義務又は法律関係の存否について確認判決をすることが有効かつ適切な手段であるとは認められない。

したがって、請求第9項に係る訴えは、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くか、又は、確認の利益を欠くものであって、不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第9項に係る訴え(争点9)について

原告らは、マスクを着用していない者に入場の禁止を課す特措法施行令規定が間接強制として機能し、現に各種学校等で教室への入室拒絶例が発生し教育を受ける権利(憲法26条)、教育権が侵害されており、今後起こり得る入場の機会に際して、入場を阻まれる事態に対する妨害予防請求として、マスクの着用義務の不存在確認を求める旨主張する。

特別措置法31条の6第1項は、重点区域における新型インフルエンザ等のまん延を防止するため必要があると認めるときは、新型インフルエンザ等の発生の状況についての政令で定める事項を勘案して措置を講ずる必要があると認める業態に属する事業を行う者に対し、必要な措置として政令で定める措置を講ずるよう要請することができる旨定め、これに基づき、特措法施行令5条の5第7号が制定されている。また、特別措置法45条2項は、新型インフルエンザ等のまん延を防止する等の必要があると認めるときは、学校、社会福祉施設、興行場その他の政令で定める多数の者が利用する施設を管理する者又は当該施設を使用して催物を開催する者に対し、政令で定める措置を講ずるよう要請することができる旨定め、これに基づき、特措法施行令12条7号が制定されている。上記特措法施行令5条の5第7号及び12条7号は、事業者や学校等の施設管理者等に対してマスクを着用していない客等の入場の禁止を求めるものである。

そうすると、上記各規定によっても、原告らの上記施設等への入場が制限される抽象的なおそれがあるにすぎず、原告らと被告との間において上記入場制限が現実的かつ具体的な問題として生じているということとはできないから、原告らの権利又は法律関係に現実的な不利益又は危険が生じているとはいえない。

したがって、請求第9項に係る訴えは、原告らの権利又は法律関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切な手段であるとはいえず、確認の利益を欠き不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、「原告らの上記施設等への入場が制限される抽象的なおそれがあるにすぎず、原告らと被告との間において上記入場制限が現実的かつ具体的な問題として生じているということとはできないから、原告らの権利又は法律関係に現実的な不利益又は危険が生じているとはいえない。」とする。
- 2 しかし、上記施設等は、控訴人らの生活に密着した施設であつて、その利用頻度

も高いのであつて、「抽象的なおそれ」ではなく「具体的なおそれ」なのであり、その妨害予防請求権は認められなければならないのである。

- 3 従つて、「上記入場制限が現実的かつ具体的な問題として生じているということ
はできない」としても、そのおそれがあるために、妨害予防請求権が認められる
ものである。妨害予防請求権といふのは、まさにそのやうな性質のものなのである。
- 4 ところで、被控訴人は、「我が国の法令において、マスクの着用義務を定めた規
定は存在せず」とした上で、「マスクの着用・不着用をめぐっては、心理的圧迫と
いった事実上の効果が生じ得るにすぎない」とするが、まさに語るに落ちたと言ふ
べきである。この「心理的圧迫」は政府の強引なマスク着用推進政策の結果であつ
て、これが同調圧力を呼び起こし、差別と偏見の温床と化してゐるのである。控訴
人らは、その心理的圧迫を助長する政府の政策によつて、「原告らの権利又は法律
関係に生じている現実的な不利益又は危険を除去するために有効かつ適切な手段」
として、請求第9項を求めてゐるのであつて、確認の利益は明らかに存在するのであ
る。

第十三 争点10について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点10(請求第10項及び第11項の訴訟要件該当性等)」の主張摘示は以下
のとほりである。

1 「原告らの主張」

原告らは、本件措置法施行令規定による「入場の禁止」という強制がされ得る危
険があるため、妨害予防請求として、上記「入場の禁止」を強制する原因となる上
記各規定の無効確認を求める訴えの利益がある。

現在、学校等では、上記「入場の禁止」を一人歩きさせ、いかなる理由があつて
もマスクをせず、あるいは、発熱等があるという理由だけで、児童、生徒等の登校
を拒絶し、授業のために教室等に入室することも拒否する事例が全国各地で多発し
ている。これは、憲法26条に定める教育を受ける権利を侵害し、保護者の教育権を
も侵害するものである。本件訴訟は、国民代表訴訟の性質を有することから、この
ような違憲違法な事態を速やかに解消する責務がある。

2 「被告の主張」

請求第10項及び第11項に係る訴えは、以下のとおり、不適法である。

ア 裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当しないこと

請求第10項及び第11項に係る訴えは、いずれも、原告らが国民としての立場で
本件措置法施行令規定が無効であることの確認を求めているものであることに加

え、原告ら自身、上記各訴えについて、「国民代表訴訟の性質を有する」ものと位置付けていることを併せ考慮すると、国民としての立場以上に進んで原告らに関わる具体的な紛争についてその審判を求めるものではない。そうすると、上記各訴えは、いずれも、結局、裁判所に対して抽象的に本件措置法施行令規定が違法であるかどうかの判断を求めるものに帰し、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえない。

また、上記各訴えは、当事者間の具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争について審判を求めるものではなく、一般的抽象的に本件措置法施行令規定の違法無効の確認の審判を求めるものであることからすると、当事者間に具体的な紛争が存在するとはいえず、また、権利義務ないし法律関係が存在するともいえない。

上記各訴えのような客観訴訟は、裁判所法3条1項の規定の下で、法律に特別の定めのない限り提起し得ないところ、上記各訴えを許容する法律の定めはない。したがって、上記各訴えは、不適法である。

イ 確認の訴えの対象となるべき適格を欠くこと

請求第10項及び第11項に係る各訴えは、当事者間の具体的な権利義務又は法律関係の存否に関する紛争について確認を求めるものではなく、一般的抽象的に本件措置法施行令規定の違法無効の確認を求めるものであるから、確認の訴えの対象となるべき適格を欠くものであって、不適法である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

請求第10項及び第11項に係る各訴え(争点10)について

原告らは、請求第10項及び第11項に係る各訴えにつき、全国各地でマスクをせず、あるいは、発熱等があるという理由だけで、児童、生徒等の登校を拒絶するなどの事例が発生しているとして、本件措置法施行令規定が憲法26条に定める教育を受ける権利や保護者の教育権を侵害すると主張するところ、原告らの主張自体、広く国民が上記教育を受ける権利等が侵害されているというものであって、裁判所に対して抽象的に本件措置法施行令規定の違憲無効の判断を求めるものに帰し、原告らに関わる具体的な権利義務ないし法律関係の存否に関する紛争についてその審判を求めるものとはいえない。

したがって、上記各訴えは、裁判所法3条1項にいう「法律上の争訟」に該当せず、上記訴えを審理判断等する権限を裁判所に付与する法律もないから、不適法である。

以上のとおり、請求第1項から第4項までの各請求(予備的請求を含む)、第6項から第8項までの各請求、第10項及び第11項の各請求に係る各訴えは、その余の点について検

討するまでもなく不適法であるから、いずれも却下すべきである。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、控訴人らが「全国各地でマスクをせず、あるいは、発熱等があるという理由だけで、児童、生徒等の登校を拒絶するなどの事例が発生しているとして、本件措置法施行令規定が憲法26条に定める教育を受ける権利や保護者の教育権を侵害する」との主張が、あたかも請求第10項及び第11項の主張であると意図的にすり替へを行つてゐる。
- 2 控訴人らは、このやうな深刻で重大な社会問題が発生してゐる「事例」として主張したのであつて、請求第10項及び第11項は、「入場の禁止」規定によつて、控訴人らが被害を遭ふ危険があるために、妨害予防請求権としての請求をしてゐるのである。
- 3 原判決は、著しい理由不備及び理由不備の違法を犯してゐるのである。

第十四 争点11について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点11(国賠法上の違法性及び損害の有無・請求第12項)について」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によつて、それぞれに属する公務員の共同によりされた請求第1項から第11項までに係る一体的処分とその結果は、いずれも違法な職務執行行為による国賠法及び民法上の共向不法行為である。

上記一連の行為に関与した公務員の特定と各人のそれぞれの職務行為の特定については、必ずしも定かではないが、当時の国会、内閣、菅義偉内閣総理大臣、加藤勝信内閣官房長官、厚生労働省、田村憲久厚生労働大臣、西村康稔新型コロナウイルス感染症対策担当大臣、河野太郎新型コロナウイルスワクチン接種推進担当大臣等を首謀者として、これを補助した数多くの公務員が存在する。

国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた場合において、それが具体的にどの公務員のどのような違法行為によるものであるかを特定することができなくても、一連の行為のうちいずれかに故意又は過失による違法行為があったのでなければ被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよ、これによる被害につき専ら国又は当該公共団体が国賠法上又は民法上賠償責任を負うべき

関係が存在するときは、国又は当該公共団体は、加害行為不特定の故をもって損害賠償を免れることはできない(最高裁昭和51年(オ)第1249号同57年4月1日第一小法廷判決・民集36巻4号519頁(以下「最高裁昭和57年判決」という。))参照)。

被告は、加害行為の態様及び加害公務員の特定が不必要となる要件を満たしていない旨主張するが、違憲違法な一連の政策を行った首謀者である公務員は特定しており、厚生労働省等の組織的関与があることからその他の多くの官僚(公務員)が関与しているものの、その氏名と関与の態様を個別的に特定していないだけである。公務員の特定については首謀者の特定で十分であり、同首謀者は、新型コロナウイルスの防疫対策、発症予防及び重症化予防等の公衆衛生政策並びに治療等の医療政策などの政策によって国民の生命、身体及び財産並びに経済活動等を守って国民生活を保護すべき憲法及び法令上の義務がある特別職の公務員(内閣総理大臣、内閣官房長官、厚生労働大臣、新型コロナウイルス感染症担当の内閣府特命担当大臣等)である。同首謀者は、安全性が証明されず、死亡等の有害事象が多く発生することを予見しながら本件特例承認を拙速に行い、令和3年2月17日から、集団接種、職域接種等の同調圧力を利用して12歳以上の全ての国民に事実上の接種義務を課し、またその後も本件特例承認を取り消すことなく接種を推進し、更に5歳から11歳の子どもにまで接種対象の低年齢化を企図するファイザー製ワクチンにつき令和4年1月21日に特例承認を行い、事実上の接種義務を課す対象を5歳以上の全ての国民に広げることにより、多くの国民に対し、情を知らない医療関係者を利用して接種を行わせ、全ての国民が健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を妨害して、接種した多くの国民を死に至らしめる行為をし、その一部の国民を死に至らしめ、その余の国民を死の危険にさらし続け、あるいは、接種による多くの後遺症等の傷害を加え続けている。原告らを含む国民全体が、被告による殺人行為等の犯罪行為の直接的な被害者である。

被告による違憲違法な行為及びその違法状態が継続されていることによって被った原告らの精神的損害は、原告一人当たり30万円を下らない。

2 「被告の主張」

本件訴訟において、原告らは、国民としての一般的な立場を主張するにすぎず、国民としての立場以上に進んで、原告らに関わる具体的な権利や法的利益の侵害があった旨を何ら主張していない。したがって、原告らの主張によっても、原告ら個人の法律上保護された利益が侵害されていないことは明らかであるから、当該原告らとの関係で国賠法1条1項の「違法」が認められる余地はない。

原告らは最高裁昭和57年判決の判断基準を根拠として加害行為の態様及び加害公務員の特定が不必要となる旨主張するが、加害行為の特定の要件が緩和される場合があるとしても、無限定に緩和されるものではない。原告らが「一体的処分」と主張するのは、新型コロナウイルス感染症に関係するという点で共通項は認められる

としても、その行為の主体、態様、根拠規定といった点において異なり、これらが合議体による決定や組織的決定、あるいは集団的活動などとして、一連の職務上の行為と評価し得るものではなく、最高裁昭和57年判決が示した加害行為の態様及び加害公務員の特定が不必要となる要件を満たしていないから、原告らの主張の法規義務違反に係る主張は、不十分な主張であって、主張自体失当である。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

争点11(国賠法上の違法性及び損害の有無・請求第12項)について

- (1) 国賠法1条1項は、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背して当該国民に損害を加えたときに、国又は公共団体がこれを賠償する責任を負う旨規定するところ、公権力の行使に当たる公務員の行為に同項にいう違法があったとの評価を受けるためには、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情があることが必要であると解される(最高裁平成元年(オ)第930号、同第1093号同5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863頁参照)。
- (2) 原告らは、被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によって、それぞれに属する公務員の共同によりされた請求第1項から第11項までの各請求に係る一体的処分とその結果は、いずれも違法な職務執行行為に該当する旨主張する。

しかしながら、原告らの主張を弁論の全趣旨を踏まえて子細にみても、公務員である行為者が負う職務上尽くすべき注意義務の法令上の根拠、同注意義務の内容及び具体的な注意義務違反行為の内容がいずれも判然とせず、違法な職務行為の主張として失当といわざるを得ない。

原告らは、被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によって、それぞれに属する公務員の共同によりされた旨主張するが、原告らの主張に係る感染症対策、本件特例承認、PCR検査の実施、特別措置法の制定等は、新型コロナウイルス感染症に関係するという点で共通項は認められるとしても、各行為の主体、態様、根拠規定はそれぞれ異なるものであり、一体として組織的決定、又は集団的活動などとして、一連の職務上の行為と評価することはできず、前記判断を左右するものではない。

なお、原告らは、最高裁昭和57年判決の挙げる要件を踏まえると、加害行為の特定は十分である旨主張するが、同判決は、国又は公共団体に属する一人又は数人の公務員による一連の職務上の行為の過程において他人に被害を生ぜしめた事案において、上記一連の行為のうちいずれかに行為者の故意又は過失による違法行為があったのでなければ上記被害が生ずることはなかったであろうと認められ、かつ、それがどの行為であるにせよこれによる被害につき行為者の属する国又は公共団体

が法律上賠償の責任を負うべき関係が存在するときに、国又は当該公共団体は、加害行為の不特定の故をもって上記損害賠償責任を免れることはできない旨判示したものであって、原告らの主張は、どの行為であるにせよこれによる被害につき行為者が属する国が法律上賠償の責任を負うべき関係にある行為が具体的に摘示されているとはいえないから、前提を欠くものであって採用することができない。

また、原告らの上記一連の違法な職務行為に関する主張を前提としたとしても、国民一般について種々の制限等が生じ、国民が被害を受けている旨主張するにとどまり、上記一連の違法な職務行為によって、原告らのいかなる具体的な権利や法的利益の侵害があったとするのか判然としないといわざるを得ず、この点でも原告らの主張は失当である。

以上のとおり、原告らの国賠法1条1項に基づく損害賠償請求に係る主張は、いずれも失当であるから、理由がない。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決は、「原告らの主張を弁論の全趣旨を踏まえて子細にみても、公務員である行為者が負う職務上尽くすべき注意義務の法令上の根拠、同注意義務の内容及び具体的な注意義務違反行為の内容がいずれも判然とせず、違法な職務行為の主張として失当といわざるを得ない。」とし、さらに、「原告らは、被告の機関である国会及び内閣の連携と共謀によって、それぞれに属する公務員の共同によりされた旨主張するが、原告らの主張に係る感染症対策、本件特例承認、PCR検査の実施、特別措置法の制定等は、新型コロナウイルス感染症に関係するという点で共通項は認められるとしても、各行為の主体、態様、根拠規定はそれぞれ異なるものであり、一体として組織的決定、又は集団的活動などとして、一連の職務上の行為と評価することはできず、前記判断を左右するものではない。」とする。
- 2 しかし、感染症対策に関与する公務員の職務上の義務は、いかなる立場であつても、国民の生命、身体その他の国民の基本的な人権を擁護し、これに危殆ならしめる可能性がある行為を行つてはならない義務であつて、危険な本件ワクチンの接種を実施してはならない義務に集約されるのである。
- 3 原判決は、「原告らの主張に係る感染症対策、本件特例承認、PCR検査の実施、特別措置法の制定等は、新型コロナウイルス感染症に関係するという点で共通項は認められる」とするのは、行政の統一性、一体性を認識してゐることを意味してをり、それはすべて国民の福祉のためであれば、これまでの「感染症対策、本件特例承認、PCR検査の実施、特別措置法の制定等」はすべて行つてはならない義務があるのである。
- 4 また、ワクチン接種行為が未必の故意による殺人罪であることからすると、最高

裁昭和57年判決に基づいて、その首謀者を特定すれば、その関与者全員を特定しなくても、国家賠償請求は可能なのである。

- 5 そして、第4判例の主張立証責任の転換法理からして、控訴人らが特定した政府首脳の殺人実行者以外の関与者の全員とその役職と職務行為等について、被控訴人は主張立証責任を尽くすべきであり、それを被控訴人が原審において一切を拒絶したことからして、控訴人らの主張の真実性が推認されることになり、控訴人らの請求は認容されなければならない。
- 6 つまり、被控訴人は、国家賠償請求については、本案の答弁として請求棄却の答弁を行ったのであるから、少なくとも国家賠償請求に関して、控訴人らの原審における請求原因事実のすべてを認否しなければならないにもかかわらず、それを一切拒絶したことからして、第4判例による主張立証責任の転換法理からして、被控訴人は、弁論の全趣旨からして、すべてを自白したと看做すべきなのである。

第十五 争点12について

一 原判決の主張摘示

原判決の「争点12(本件各中間確認の訴えの適法性)」の主張摘示は以下のとおりである。

1 「原告らの主張」

被告は、令和3年7月30日に本件訴訟が提起され、訴状送達を受けた後、同年10月12日の第1回口頭弁論期日までに原告らの主張する請求原因事実の認否をせず、その後の同年12月17日付け準備書面(1)においても訴訟要件について争うだけで一切の事実の認否をせず、その後も事実の認否を回避し続けており、特に、請求第12項について、本案の答弁をしているにもかかわらず、事実の認否をいまだに行わない。

本件は、国民の生命及び健康等に甚大な悪影響を及ぼすことが問題となっていることを争点としており、一刻も早く、首謀者らによる犯罪行為をやめさせることが焦眉の急であって、ワクチンの安全性についての政府の説明責任が全く尽くされていないために、その事実関係を争点としているにもかかわらず、いまだにそれを明らかにしないことは、本件の応訴態度自体が政府の説明義務違反を如実にあらわしている違法行為であるといわざるを得ない。

そこで、迅速な裁判を多くの国民が切望していることに鑑み、中間確認の判決を求める。

2 「被告の主張」

以下のとおり、本件各中間確認の訴えは、いずれも中間確認の訴えの要件又は確認の利益を欠き、不適法である。

ア 本件中間確認の訴え1について

本件中間確認の訴え1は、請求第1項から第11項までの各請求について訴訟要件が認められることの確認を求めるものであるところ、訴訟要件の存否は、本案の前提問題として判断される手続的事項であり、本来の訴訟の目的たる権利又は法律関係とは区別されるべき問題であって、これに対し先決的關係にある法律関係の存否とはいえず、中間確認の訴えの要件を満たさない。

また、訴訟要件の存否は、本案の前提問題として判断される手続的事項であるから、本来の訴えにおいてこれを判断すれば足り、訴訟要件の存否について、本来の訴えとは別の訴えとしてその確認をする利益は認められない。

イ 本件中間確認の訴え2について

原告らが確認を求める「公務員の法的義務違反」と主張する行為が最高裁昭和57年判決の要件を満たしていることというのは、判例解釈とその評価を求めるものにすぎず、法律関係の存否の確認を求めるものではない。

したがって、本件中間確認の訴え2は、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したのではなく、中間確認の訴えの要件を欠くものである。

ウ 本件中間確認の訴え3について

本件中間確認の訴え3は、被告が原告らの主張に対し認否を行わないという訴訟行為の違法性の有無についての確認を求めるにすぎず、本来の請求の全部又は一部の判断の先決關係にある法律関係の存否について確認を求めるものではない。したがって、本件中間確認の訴え3が、当事者間で争いがある先決的法律関係について、先決的法律関係の存否の確認を求める旨の申立てを提起したものとはいえず、中間確認の訴えの要件を欠くものである。

二 「第3 当裁判所の判断」

以上の主張摘示を踏まへた原判決の説示は以下のとおりである。

争点12(本件各中間確認の訴えの適法性)について

(1) 本件中間確認の訴え1について

本件中間確認の訴え1は、請求第1項から第11項までの各訴えについて、いずれも訴訟要件が認められることの確認を求めるものであるところ、訴訟要件の存否は本案判決をするための要件の問題であって、本案の法律関係の全部又は一部の先決關係にある法律関係とはいえないから、中間確認の訴えの対象である「訴訟の進行中に争いとなっている法律関係」(民訴法145条1項本文)に該当するということはできない。したがって、本件中間確認の訴え1は、中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

(2) 本件中間確認の訴え2について

本件中間確認の訴え2は、請求第12項について、最高裁昭和57年判決の要件を満たしていることの確認を求めるものであるところ、同判決の要件を満たしているか否かは、一定の事実が同要件を充足するか否かという裁判所の実事認定及び法的評価の問題であって、中間確認の対象となる法律関係とはいえないから、中間確認の訴えの対象である「訴訟の進行中に争いとなっている法律関係」(民訴法145条1項本文)に該当するということとはできない。したがって、本件中間確認の訴え2は、中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

(3) 本件中間確認の訴え3について

本件中間確認の訴え3は、本件訴訟において被告が原告らの主張について認否を行わないことが違法であるとの確認を求めるものであるところ、被告の訴訟上の主張や事実に対する認否の是非は、中間確認の対象となる法律関係とはいえないから、「訴訟の進行中に争いとなっている法律関係」(民訴法145条1項本文)に該当するということとはできない。したがって、本件中間確認の訴え3は、中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

(4) 以上のとおり、本件各中間確認の訴えは、いずれも中間確認の訴えの要件を欠くものであって、不適法である。

三 控訴人らの主張

- 1 原判決の説示は、前提問題を取り違へてをり、すべて失当である。
- 2 民事訴訟法第230条は、文書の成立の真正を争った者に対する過料の制裁を定めてをり、この規定は、訴訟当事者には、訴訟における主張立証活動において、対等に訴訟上の真実義務が課せられてゐることを前提としたものである。
- 3 また、国は、行政訴訟及び国家賠償訴訟等において訴訟当事者となりうるものの、他面においては、国家としての国民に対する義務として、日本国憲法第13条、第31条及び第32条によつて複合的に保障された、公正、公平な手続保障による裁判を受ける国民の権利を侵害してはならず、国を被告とする訴訟においても、国は単なる当事者として対等に訴訟活動を行ふだけではなく、国民の「生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする」(同第13条後段)義務があることから、訴訟上の真実義務、信義則義務等は憲法上の義務として、私人である訴訟当事者以上に強く求められるものである。
- 4 ましてや、第4判例による主張立証責任の転換法理からすると、被控訴人には控訴人の原審における主張に対して認否をする義務があり、それは、本案の法律関係の全部又は一部の先決関係にある法律関係に他ならず、「訴訟の進行中に争いとなつ

ている法律関係」(民事訴訟法第145条1項本文)に該当する。

- 5 しかも、国の行為による、国民の生命、身体その他の基本的人権への侵害といふ重大な事件においては、国は、主張立証責任といふ訴訟法上の問題ではなく、真実を明らかにして国民に対する説明責任を果たすことが憲法第13条によつて義務付けられてゐるのである。
- 6 よつて、本件中間確認の訴は認容されなければならない。